

平成 28 年

富岡町議会会議録

第10回定例会

9月12日開会～9月14日閉会

富岡町議会

平成28年第10回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月12日（月曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会（午前 9時59分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	13
○一般質問	17
安藤正純君	18
遠藤一善君	26
高野匠美君	35
山本育男君	39
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	45
○散会の宣告	47
散 会（午後 2時13分）	47

第2日 9月13日（火曜日）

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	52
○出席議員	53
○欠席議員	53

○説明のため出席した者	5 3
○事務局職員出席者	5 4
開 議 （午前 9時59分）	5 5
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○会議録署名議員の指名	5 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 6
○散会の宣告	9 4
散 会 （午後 1時20分）	9 4

第3日 9月14日（水曜日）

○議事日程	9 7
○本日の会議に付した事件	9 7
○出席議員	9 8
○欠席議員	9 8
○説明のため出席した者	9 8
○事務局職員出席者	9 9
開 議 （午前10時00分）	1 0 0
○開議の宣告	1 0 0
○議事日程の報告	1 0 0
○教育委員就任の挨拶	1 0 0
○会議録署名議員の指名	1 0 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○日程の追加	1 3 8
○議案第93号 動産の取得について	1 3 8
○議案第94号 工事請負契約の変更について	1 4 0
○委員会報告	1 4 2
○動議の提出	1 4 5
○閉会の宣告	1 4 6
閉 会 （午後 2時20分）	1 4 6

第 1 0 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成28年第10回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成28年9月12日（月）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 5号 議員派遣の件について
- 報告第 9号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第10号 平成27年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第78号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第79号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第80号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例について
- 議案第81号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例について
- 議案第82号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 認定第 1号 平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 6号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 発議第 5号 議員派遣の件について
- 報告第 9号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第10号 平成27年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第78号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第79号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第80号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例について
- 議案第81号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例について
- 議案第82号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 認定第 1号 平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 3号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告

6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 5号 議員派遣の件について
- 報告第 9号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第10号 平成27年度富岡町継続費精算の報告について
- 議案第78号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第79号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第80号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例について
- 議案第81号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例について
- 議案第82号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 認定第 1号 平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)
議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

発議第5号 議員派遣の件について

報告第9号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第10号 平成27年度富岡町継続費精算の報告について

○出席議員(14名)

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君

参事兼 健康福祉課長	猪狩	隆君
住民課長	植杉 昭弘	君
参事兼 安全対策課長	渡辺 弘道	君
参事兼 産業振興課長	菅野 利行	君
復興推進課長	深谷 高俊	君
復旧課長	三瓶 清一	君
教育総務課長	石井 和弘	君
いわき支所長	小林 元一	君
拠点整備課長	竹原 信也	君
統括出張所長	三瓶 直人	君
参事兼 生活支援課長	林 志信	君
総務課長補佐	遠藤 博生	君
代表監査委員	坂本 和久	君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	志賀 智秀
議席 会務係局長	大和田 豊一
議席 会務係主任	藤田 志穂

開 会 (午前 9時59分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第10回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月5日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から14日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成28年第4回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成28年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

また、双葉地方広域市町村圏組合に係る平成27年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書、あわせて富岡町社会福祉協議会等諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。ごらんいただくようお願いいたします。

最後に、陳情書2件を受理しております。この写しもあわせて配付してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 早川恒久君

6番 遠藤一善君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

28監第11号、平成28年9月12日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1)平成28年5月(平成27年度5月・平成28年度5月)、6月、7月分、(2)一般会計及び特別会計、(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。6月21日、7月20日、8月22日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下は朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第27号、平成28年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)発議第5号 議員派遣の件について、(3)9月定例会の会期及び日程について、(4)その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③陳情について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成28年9月5日午前9時15分、場所、富岡町役場桑野分室、出席委員4名、欠席委員1名、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件2件、人事案件2件、条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件1件、決算認定案件10件、補正予算案件10件、合計27件。

(2)発議第5号 議員派遣の件について、9月定例会において議員派遣の件を議員発議として提出することに決した。(3)9月定例会の会期及び日程について、9月定例会の会期日程については、会期を9月12日から14日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(4)その他、①一般質問について、一般質問の通告4名について議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、原案のとおり決した。③陳情等について、汚染水の海洋放出上限値及び漁業補償を富岡町が国・東京電力に要求することを求める陳情書、富岡町の指定廃棄物最終処分場のモニタリング管理を170年以上とすることを求める陳情書、以上の2件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。④その他、なし。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第28号、平成28年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第187号の編集について、(2)その

他。第4回、(1) とみおか議会だより第187号の最終校正について、(2) その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては記載のとおりでございますので、ご確認お願いいたします。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1) とみおか議会だより第187号の編集について。とみおか議会だより第187号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより第187号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。表紙の写真は、富岡幼小中学校合同運動会の写真を採用することに決した。第4回、(1) とみおか議会だより第187号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2) その他、議会報全国コンクールにおいて、2年連続で最優秀賞を受賞している山形県川西町議会への広報視察研修を実施することに決した。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第29号、平成28年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査の報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果、次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年5月・6月・7月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元の会議資料に記載したとおりでございますので、ご一読お願いいたします。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年5月・6月・7月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力（株）より説明を受けた。陸側遮水壁の現在の状況や2号機原子炉格納容器の内部調査に向けて、今後取り組む作業について説明を受けた。3、その他、町が帰還目標とする平成29年4月まで7カ月を切った今、原発事故に対する事業者の責任として、今後の富岡町の具体的な振興策を示すよう東京電力（株）に求めた。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許可します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求

めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第32号、平成28年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。調査研修報告書、本特別委員会は、付託された事件について調査研修を実施したので、報告いたします。

議会報編集特別委員会議会広報研修報告書、1、目的。議会広報の編集技能を高め、議会に対する住民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため。

2、研修名称等。名称、平成28年度町村議会広報クリニック。場所、東京都千代田区全国町村議員会館。日時、平成28年7月12日火曜日。

参加者、委員長、堀本、高野委員、遠藤委員、渡辺委員、計4名です。

4、研修の概要。広報クリニック「議会広報をめぐる5つのチェックポイント」。講師、エディター・広報アナリスト、吉村潔氏。

5、所見。議会報は、議会がどのような活動をしているのか、わかりやすく的確に町民に伝える責務を担っている。そのためには、読者の目を引くレイアウトを含めた編集技術の向上と関心、興味を持ってもらえるような訴求力を高めることが重要になると考える。今回の議会広報クリニックでは、議会だより第183号を講師に診断していただいた。色使いやフォントを凝り過ぎている点、見出しの統一を図ったほうがよい部分など、細かな指摘は受けたが、全体的に訴求情報がわかりやすく、紙面構成はおおむね良好であるとの評価をいただいた。また、他の町村が作成している議会報のよいところ、修正を要するところ等、専門的な知識を持つ講師の意見を聞いたのは、今後の議会報編集に大いに役立つと感じた。今回の研修で学んだこと、指摘を受けたことを次の号の編集に生かし、さらに議会活動をわかりやすく、丁寧に読者に伝えることができる議会報となるよう、さらなる向上を目指したいと考える。

以上、議会報編集特別委員会の議会広報研修の所見とします。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成28年度第10回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

去る8月6日より私の任期の4年目に入りましたが、就任以来さまざまな施設を着実に進めることができましたことは、ひとえに議員各位や町民の皆様のご協力のたまものと感謝しておるところでございます。今後とも引き続きご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、現在町内では来年4月の帰還開始を目指し、復興拠点の整備を初め、帰町した町民の生活に必要な環境整備などの事業を精力的に進めておるところであります。

まず、町立診療所につきましては、既にご案内のとおり今年28日に開所式及び内覧会をとり行い、10月1日土曜日より診療を開始いたします。

複合商業施設につきましては、11月下旬にダイユーエイトと地元飲食店3店舗のオープンを予定しております。また、今年21日からは、毎週水曜日と金曜日に複合商業施設駐車場にて、イトーヨーカドーによる移動店舗も開始される運びとなりました。

災害公営住宅第1期分50戸につきましては、予定どおり基礎工事が一部で開始されております。10月には、入居者の募集を開始できる見込みであります。第2期分、約100戸につきましても、当初予定を大幅に前倒しし、来年5月より順次完成を目指し、用地取得などの準備を進めております。

一方、今週末の9月17日からは、ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊、いわゆる準備宿泊が開始されます。町といたしましても住宅の清掃、補修や事業再開など、帰還に向けた準備を行う町民の利便性の向上に努めるとともに、引き続き帰還開始に際しての課題の抽出とその解消に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

加えて、避難先での生活を継続せざるを得ない方に対する支援の必要性も十分認識しているところであり、現在町民の心とふるさとの復興を目指し、避難指示解除後の町外生活サポートと富岡とつながるふるさとづくりを基本方針とした人と町のつながりアクションプランの策定を進めており、この秋には町民一人一人の意向を尊重した実施計画を皆様にお示しする予定であります。

また、帰還困難区域につきましては、早期の復旧、復興に着手するよう求める切実な声が多数寄せられ、町としてもあらゆる機会を通じて国に対し強く訴えてまいりましたが、去る8月31日、政府より帰還困難区域の再生に関する方針が初めて示されました。帰還困難区域の復興、再生に国が責任を持って取り組むとの決意が示されたものと受けとめております。既に当町では、帰還困難区域の一部

地域で本格除染が開始されておりますが、あくまで帰還困難区域全体の再生をしっかりと見据え、政府方針を着実に実行に移すことのできるよう国へ働きかけ、町の役割を果たしてまいります。

一方、双葉郡の住民が心より待ち望んでいた郡内における救急医療体制の早期整備につきましては、これまでも双葉地方町村会を通じた要望活動のほか、県が設置した避難地域の医療体制検討会などを通じてその必要性を訴えてまいりました。この結果、今月8日、内堀福島県知事より、県立病院としてふたば医療センター（仮称）を富岡町内に設置すること、平成30年4月目途の開院を目指すことなど施設整備に係る概要が発表され、約20億円の関係予算が県の9月補正予算案に計上されました。私としても大変喜ばしく、双葉郡の住民にとって安全、安心の確保はもとより、ふるさとへの帰還意欲の促進にもつながるものと確信しております。特に来春の帰町開始を目指す当町にとりましても、今回の発表は復興、再生の着実な実現に向け、大きな励みになるものと考えており、今後当救急医療施設の早期整備の実現に向け、立地町として最大限協力してまいります。

このように多くの皆様のご理解とご協力により、日を追うごとに目に見える形での復興が着実に進んでまいりました。本格復興の正念場と位置づけスタートした今年度もいよいよ後半戦に入ります。引き続き一人でも多くの町民の皆様がふるさとの確かなる復興を一層実感し、町とのつながりと希望を持つことができるよう、さまざまな取り組みを精力的に展開してまいります。引き続き議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、6月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、町政懇談会についてご報告いたします。7月31日及び8月6日、7日に実施いたしました町政懇談会につきましては、県内外3会場で計6回開催し、延べ221名の町民の皆様にご参加いただきました。さまざまなご意見やご質問などをいただきましたので、できる限り今後の町政運営に反映させていきたいと思っております。

次に、町専用アプリ開発について報告いたします。町の情報発信ツールとして開発の準備を進めておりました町専用アプリにつきましては、先月開発委託業者の選定を終え、今年度末のリリースに向け、引き続き開発を進めてまいります。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、帰町計画に基づく町内生活環境の現状評価についてご報告いたします。帰町検討委員会では、今月から2回目の評価作業に着手しました。評価結果につきましては、10月中を目途に議会を初め、町民の皆様と共有し、ご意見を伺い、帰還開始時期を見きわめてまいりたいと考えております。また、並行して進めておりました自治会や町民団体などとの座談会につきましては、これまで20を超える団体の皆様と有意義な意見交換をすることができました。今後ご要望に応じ開催することとしておりますので、あわせてご報告いたします。

次に、いわゆる復興まちづくり計画についてご報告いたします。この組織は、町民のみならず、富岡町をサポートいただく多くの皆様にふるさと富岡のまさに担い手になるものと考えております。昨年度立ち上げました発起人会で設立の趣意や活動の概要などを検討いただいたところであり、次の段

階として来月10月にも設立準備会を設置し、年明けには一般社団法人の設立を目指してまいりたいと考えておりますので、ご報告いたします。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。復興拠点の交通のかなめとなりますJR富岡駅前交通広場とこれに接続する曲田都市区画街路1号線については5月に着工し、現在年内の竣工を目指して工事を進めております。また、JR跨線橋につきましては、橋台等の下部工事を5月に着工させ、7月には上部工の桁製作に着工しております。両工事とも次年度からの仮設に向け、年度内の竣工を目指して工事を進めております。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。個人番号カードの普及を図るための取り組みについては、現在県外へ避難されている町民が発行申請から交付まで円滑に行えるよう、8月27日から9月17日までの間、県外7カ所において巡回型の臨時窓口を町民が利用しやすい休日に開設しているところでございます。また、同期間に県内3カ所においても開設をしております。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、富岡町敬老会について報告いたします。去る9月1日に郡山市、9月8日はいわき市において敬老会を開催いたしました。ことしも70歳以上の町民が両地区合わせて500名の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。議員の皆様にもご出席をいただき、御礼申し上げます。

次に、町立診療所についてご報告いたします。10月1日の診療開始に向け、本体及び外構工事については順調な工程で進んでおり、あわせて医療備品などの搬入を進めております。診察日につきましては、今年度は木曜日、金曜日、土曜日の週3日ですが、来年4月からは火曜日から土曜日までの週5日、午前9時より午後5時まで、内科、外科、そして精神科の診療科目で開所いたします。また、福島県の車載式ホールボディカウンターによる内部被曝検査もことし10月より毎月第4週の3日間、実施することとしております。なお、今月28日の開所式及び内覧会には、議員の皆様にもご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、町民の放射線健康管理対策についてご説明いたします。町が目指す来年4月からの町民帰還、今月17日からの準備宿泊において、放射性物質の測定や健康相談などによるリスクコミュニケーションの強化を図るために放射線が健康に及ぼす影響に関する研究で蓄積があり、これまでに福島県や川内村において実績のある長崎大学と来る9月30日に包括連携協定を締結する運びとなりましたので、ご報告いたします。

次に、放射線に係る情報サイトについてご報告いたします。現在町内では、フォローアップ除染が進められておりますが、町が有する最新の放射線関連情報を中心に、町民の皆様にわかりやすく発信し、帰還判断の一助としていただくため、富岡放射線情報まとめサイトを整備してまいりました。今月末にも公開を予定しておりますので、ご報告いたします。

次に、安全対策課所管の業務について申し上げます。まず、双葉消防本部の現状についてご報告いたします。消防本部では、昨年11月に町内において富岡消防署臨時拠点を設け、消防対応を行って

おりますが、9月17日から始まる準備宿泊に向け、夜間の消防体制強化を図るため、9月15日より24時間の常駐体制へ移行することとなりました。これにより夜間においても迅速な初動対応が可能となり、準備宿泊をされる方々にとりまして大きな安心材料になるものと考えております。消防本部におかれましては、厳しい環境の中での対応であり、感謝しますとともに、今後も連携強化を図ってまいります。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、商業施設整備について申し上げます。内装等解体工事につきましては8月をもって完了しており、現在は11月末の先行オープン部の改修工事及び什器、備品の発注準備を行っております。また、7月に行った複合商業施設の愛称募集につきましては452件の応募があり、選考委員会において上位10作品に絞り込んだ後、現在商標登録の調査を行っております。これらを経て先行オープンまでには決定した愛称を皆様にもご報告いたします。

次に、大石原、下千里地区における太陽光発電事業について申し上げます。本事業については、7月に起工式をとり行い、来年11月末までを期間とする工事に着工したところです。現在は、事業用地内の除草、整地工が完了し、発電設備の取り付けに向けた基礎工事を進めており、来年12月からの運転開始を目指しております。

次に、農業復興事業について申し上げます。農業復興実施計画、いわゆる農業アクションプランの策定につきましては、これまで3回の検討委員会を開催し、現状や課題の整理、方針骨子の策定について検討を行ってまいりました。今後も委員の皆様と協議を重ね、年内に計画を策定し、町内での営農再開や新規就農を目指す方々に対して、農業復興の基本方針や具体的な取り組み方法をお示しする考えであります。

次に、復旧課所管の業務についてご報告いたします。まず、下水道関連の災害復旧につきましては、富岡浄化センターは本復旧に向け順調に進捗しております。農業集落排水の小良ヶ浜地区においては、汚水管渠の復旧に着手しており、使用再開時期の目標に向け順調に進捗しております。

次に、復興推進課の業務について申し上げます。現在町内では、住宅敷地を中心に局所的に線量の高い箇所フォローアップ除染が進められております。町では、来年春の帰還に向け、町内全域のさらなる空間線量率の低減が最重要課題であると考えておりますので、除染工法や範囲をしっかりと確認するとともに、詳細なモニタリングによる町内空間線量率の把握に努め、町民が安心して帰還できる環境づくりを進めてまいります。また、当町の観光拠点である夜の森地区の除染が開始され、先行して居住制限区域と隣接するエリアの除染が実施されております。町では、円滑に除染並びに解体工事が進められるよう、職員が全ての現地確認の立ち会いに同行し、町民からのご要望をお伺いしております。

次に、町内住環境回復支援事業についてご報告いたします。町内での住宅再建を支援するため、町では住宅清掃費への補助事業、敷地内の害虫駆除事業などを整備し、今月より町民からの申し込み受け付けを開始いたしました。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。3月17日から8月21日まで4回にわたり実施した特例宿泊につきましては、71世帯、139人の皆さんが自宅などでの宿泊を行い、体験をもとにした多数の貴重なご意見、ご提言をいただくことができました。また、準備宿泊につきましては9月17日の開始に間に合うよう、町内で一時宿泊できる施設の提供に係る予算を本定例会での補正予算案に計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。議員各位のご臨席を賜り、去る8月3日にビッグパレットふくしまで開催しましたとみおか絆の集いにつきましては、各避難先から小学生、中学生、高校生及び保護者、約60名の皆さんに参加いただきました。オープニングセレモニーでは、とみっぴーの披露や2分の1成人式のお祝いなどを実施したほか、特にこしはとみおか大かるた大会、マジックバルーン教室、夜の森の桜並木散策体験と撮影技術ドローンの紹介コーナーなどの交流、体験コーナーを設けたところであります。こうした交流を通じて、ふるさと富岡とのつながりや思いを感じていただいたものと考えております。

次に、双葉地区教育構想に伴うビクトリープログラムについて申し上げます。富岡第一中学校バドミントン部は、全国中学校体育大会で女子が団体、個人とも優勝、連携校である富岡、ふたば未来学園高は、インターハイで女子が団体優勝、個人は史上初となる同一校による男女優勝という快挙をなし遂げました。避難による厳しい生活環境の中でも生徒たちは高い技術力と精神力の維持に努め、チーム富岡としてすばらしい成果を上げていることは、多くの町民に元気と勇気、そして希望を与えてくれているものと思っており、4年後に開催される東京オリンピックで富岡から育った子供たちの活躍が大いに期待されるところであります。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。報告案件2件、人事案件2件、条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件1件、平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定案件など計10件、平成28年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計10件の合計27件であります。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明いたします。

○議長（塚野芳美君） 11時まで休議いたします。

休 議 （午前10時46分）

再 開 （午前10時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく3問ほど順次質問させていただきます。

大きい1番、避難指示解除と住民帰還について。（1）、平成29年4月以降に予定されている避難指示解除と住民帰還宣言の意味合いについてわかりやすい説明を求めます。

（2）、国は避難指示解除を単独では行わず、町と相談し、同意を得て行うと言っておりますが、解除条件の基本的な考え方を伺いたい。

大きい2番、帰還困難区域の取り扱いについて。（1）、政府は5年後の平成33年度をめどに避難指示解除を目指すと言っているが、町は帰還困難区域である夜の森地区の拠点整備計画をどのように考えているか内容を伺いたい。

大きい3番、中小事業者の事業再開支援について。（1）、福島県原子力被災事業再開等支援事業では、被災12市町村内において事業再開等に要する初期投資費用の一部を補助するとなっているが、富岡町民の移住が最も多いいわき市においても被災12市町村と同様の補助金額及び補助率となるよう県に働きかける考えがあるか伺いたい。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、安藤正純議員の一般質問にお答えします。

1、避難指示解除と住民帰還について。（1）、平成29年4月以降に予定されている避難指示解除と住民帰還宣言の意味合いについてわかりやすい説明を求めますについてお答えいたします。町民皆様の帰還については、第2次復興計画において、町民皆様の多様なお考えやご家族の状況などのご事情を尊重するとしており、私はこれまで避難指示の解除をもって帰町を強制することはないと町民皆様に申し上げてまいりました。町民の多くが時間の経過とともに、避難先で生活の落ちつきを取り戻しつつある現状においては、帰町は段階的になされるものと認識しております。町といたしましては、町内生活環境の現状評価を継続して行うとしており、町民の皆様にはその結果により安全の確保の状況や生活に必要な機能の回復の状況などをご確認いただき、お一人お一人のご事情やお考えにより町民帰町を判断いただきたいと思いますと考えておりますので、現在のところ何らかの宣言をすることにより、帰町を促すことは考えておりません。また、避難指示解除はすぐにでも帰町したいと願う方々の希望をかなえるものであり、町内におけるさまざまな活動を可能または容易とすることで本格復興への着実

な第一歩を歩み出すためのものであります。議員各位を初め、町民の皆様には、そのようにご理解をいただければと考えております。

次に、(2)、国は避難指示解除を単独では行わず、町と相談し、同意を得て行うと言っておりますが、解除条件の基本的な考えを伺いたいについてお答えいたします。町といたしましては、帰町計画に基づく町内生活環境の現状評価を継続して行い、この結果を議会を初め、町民皆様と共有し、ご意見を伺い、避難指示の解除について総合的に見きわめ、判断してまいることが基本であると考えております。なお、今月よりは第2回目の評価作業に着手し、その結果を10月中を目途にお示ししたいと考えております。

次に、2、帰還困難区域の取り扱いについて。(1)、政府は5年後の平成33年度をめどに避難指示解除を目指すと言っているが、町は帰還困難区域である夜の森地区の復興拠点整備計画をどのように考えているか内容を伺いたいについてお答えいたします。本町の帰還困難区域は、町人口の3割を占める大きな生活圏であり、観光や農業など本町の産業を支えてきた重要な地域です。このことから帰還困難区域の将来展望が全町民の帰還意欲に大きな影響を及ぼすことと考えられ、町は帰還困難区域の全てをしっかりと再生していくことが必要であると考えております。先月31日に政府が決定した帰還困難区域に関する基本方針では、帰還困難区域のうち5年目を目途に放射線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点を市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備するとしております。町といたしましては、これまでほぼ手つかずであった帰還困難区域の再生に向け大きな一歩を踏み出せるものとして期待を寄せるとともに、町としてもしっかりと取り組んでまいる覚悟であります。帰還困難区域全ての再生を目指す本町においては、この段階的かつ着実な対応をもって当該区域の再生に早期に着手し、再生を加速させることが必要であると考えており、そのための拠点などについて今後町の考え方を整理したいと考えております。なお、国に対しては今回の政府方針に関し、議員の皆様への説明の機会を設けるよう調整を進めておりますので、申し添えます。

次に、3、中小事業者の事業再開支援について。(1)、福島県原子力被災事業再開等支援事業では、被災12市町村内において事業再開などに要する初期投資費用の一部を補助するとなっているが、富岡町民の移住が最も多いいわき市においても被災12市町村と同様の補助金額及び補助率となるように県に働きかける考えがあるか伺いたいについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、本事業は12市町村で事業を行っていた事業者の事業やなりわいの再建などを支援し、12市町村内における働く場の創出や買い物をする場など町機能の早期回復を図るため、本年度から取り組まれております。その中で本事業の支援範囲としては、12市町村内で事業再開などを行う場合はもとより、震災後休業している事業者が12市町村のほか福島県内での事業再開を行う場合も含まれており、これまでにない汎用性が高い支援事業として期待しております。一方で事業者が目指している町機能の早期回復を図る上で12市町村内での事業再開支援においては、依然として商圈が消失している現状の中、再開事業者に

としては収益の採算が見込めないなど厳しい経営環境下にあるため、本事業の支援内容が手厚いものになっております。しかしながら、議員ご指摘のとおりいわき市を初めとする12市町村以外に避難する事業者からは、本事業の支援内容について12市町村と同様にしてほしい旨の声を伺っております。現在当町においても避難先での生活再建支援は、重要課題の一つとして捉えておりますので、一日も早く事業再開が実現できるよう、国及び県と協議を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、大きい1番のほうから再質問をさせていただきます。私の質問は、避難指示解除とはどういう意味で、住民帰還宣言とはどういう意味ですかという質問だったのですが、町長の答弁はそういう用語の意味を分解したちょっと説明ではなかったのが残念なのですけれども。避難指示解除というのは、一般的に国がいろんなインフラ整備とか除染とか、あとは地元住民との協議とかそういったものを行った上で国が宣言するものが避難指示解除というふうに私判断していたのですけれども、そういった中で私気になったのが住民帰還宣言というのは町が行うものだと思うのですが、今の町長の答弁では段階的に行うということと町民一人一人が決めるもので、町は戻ってもいいですよとかそういった宣言は行わないというような答弁だったのですが、町は住民帰還宣言は別段行う考えはないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 全くもって町が帰還宣言というような言葉を発するつもりはありません。と申しますのは、まだまだ困難区域の方もあるはずですし、今もう5年6カ月が昨日経過しましたが、そういう中では帰らないと決めているあるいは将来帰還ということを考えている方があります。そういう中で帰還宣言ということ私を私のほうから宣言するつもりはありません。それから、帰町については段階的になされるということ申したものであって、これらについてはどこの今まで解除になった町村でも一緒に町民、村民が一塊に帰っているような状況ではありませんので、それを踏まえてお話ししたものでございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 確かに富岡は区域が3つありますから、帰町宣言が帰還困難区域を含めて富岡町民全員に対して発するものではなくて、例えば帰還困難区域を除く地域、居住制限とか解除準備区域とか、そういった除く区域はおおむね妥当であると考えられるので、安全宣言というか、私是一緒の住民帰還宣言というのは町が出す安全宣言だと思っているのです。そういったものを国は国で避難指示解除をしても、避難指示解除をした後で当分の猶予期間を置いた後に町が私は当然帰還宣言というものをするのかなというふうに解釈していたのですが、町長、今の答弁では町民一人一人が決めるもので、町としては行わないということよろしいのですね。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） そのとおりであります。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、2番目に移ります。国は、避難指示解除を単独では行わず、町と相談して行くと、そういったことを常々言っております。それで、解除条件の基本的な考え方を伺いたいという質問だったのですが、当町で28年3月に富岡町帰町計画というのを発行しています。その中でやはり帰還に関する考慮要件、安全の確保が7項目、生活に必要な機能回復が14項目あるのです。それをやはり帰還に関する、私は条件という言葉使いましたが、帰還の考慮要件なのかなというふうに私判断しているのですが、ここにいろんな項目があるのです。除染作業とか放射線量の推移とか、あとは生活で言えば公共交通、介護、福祉、農業、そういったものがやはり考慮要件になるということは、私ちょっと疑問に思うことがあるもので質問させてもらいたいのですけれども、安全の確保の項目の7項目の中に除染作業とか放射線量の推移というのがあるのです。それを読ませてもらうと、やはり放射線量の町内の空間線量が十分に低下している、これも考慮要件なのです。前々から何度も何度も町当局のほうに今現在居住制限、解除準備区域なんかでは0.7とか0.8とか平均値が、そういった状態で町としてはどういうふうに0.4とか0.5で平均値で0.23を目指すのが一般的許容範囲なのかなという質問をしても答えが返ってこないものですから。空間線量の考え方をいま一度この辺はどのように考えるか、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 総体的なお話になりますけれども、帰還に関する考慮要件7項目、それから14項目、合わせて21項目、これら全てを客観的に評価して現状を把握する。現状を把握し、確認したものを皆様にお示ししながら、総合的に判断してまいるというのが基本だろうというふうに考えています。その中で1つの項目を取り出して、これはここにならなければというような考え方ではなく、やはり全体的、総体的にこれらを見ながら見きわめながら判断してまいるというのが基本の考え方になろうかと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ということは、考慮要件の全てが満たされなければだめだという考えではなくて、総体的にという言葉なのですね。私は除染の考え方で、例えば帰還困難区域、これは確かに住宅密集地でいろんな計画があれば、これから除染、国が責任を持ってやるよと、そういうような判断が8月31日に国から示されましたけれども。ただ、帰還困難区域って結構山が多いのです。そういったところで例えば森林火災とかそういったものが発生したときに消防団員の被曝とか風下の人の先行して帰還された住民の健康被害はどうだとか、あとは例えば木戸ダムだったり、農業用水のため池が枯渇して湖底に堆積したものが風で舞って飛び散ったような場合、こういった場合の周辺地域住民の

健康被害はどうだとか、そういったものも心配されるのですけれども、そういうようなこともやはり考慮要件に入れてほしいと思います。そういったことを国は町と相談して避難指示解除を行うというふうな判断をしているものですから、やはり確かに帰町検討委員会とか除染検証委員会とかそういった委員会もありますけれども、町も独自にこういった場合はどうなのでしょうかねというものをやはり国にぶつけて、自宅から20メートルしかやらないけれども、囲いの木とか裏には山があるとか除染していないところがこれから帰還する住民の周りにはいっぱいあると思うのです。何か国の考え方は住宅密集とかそういったところはどンドンやるけれども、森林とか里山とか山林とかそういったところは余力を入れていないのだけれども、そういったところで万が一何かあった場合の問題が何か取り残されているような感じしますので、その辺をやはり帰町というか、避難指示解除を国が発する場合に町と相談してというところに条件に入れてもらいたいのです。その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問、ご意見のところ、もっともなところというふうに受けとめました。我々国、それから避難指示解除というか、これから本格的な議論になってまいりますので、その前段でのさまざまな検討委員会等々の議論においては、今ご指摘のあったところについても考慮要件の中にきっちり明確にそのことというふうにはうたっておりませんが、総合的にということの中では当然その項目も確認、それから国の対応を求めていくというところでございますので、ご指摘いただいたところを今後の検討委員会の中で参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今は考慮要件の安全の確保、7項目の中の放射線量の件に関しての質問なのですが、そのほかに生活に必要な機能の回復というのが14項目ありますよね。そういった中で公共交通なんかもありますし、住民なんかによるとやはりバスが走ってほしいとか常磐線は通ってほしいとか、あとは特老が老人ホームとか特別養護老人ホームとかそういったものが整ってほしいとか。ここにやっぱり10番目には今度農業なんていうのが入っているものですから、では富岡町の農業政策というか、農業者はどのようななりわいをしていけばいいのとか。やはりこの問題は奥深くて、来年の3月、4月までちょっとやそつとで解決できるような問題ではないと思うのです。その辺はどのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） これは、繰り返しになるかもしれませんが、これら全ての課題をその時点まで解決しなければ避難指示が解除にならないというふうにも考えていなくて、ということでお答えの仕方としては全て総合的に見ながら判断してまいるということになってしまうというところなのです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 何度聞いても同じような答えになってきます。わかりました。確かに1ミリを目指す、これは第1次復興計画のときから目指すをとってくださいますかということでもかなり町当局と議会がやり合った問題ですから。やはり町民というのは1ミリにこだわっているところもあります。そういったことを考えれば、やはり最大限譲っても0.4とか0.5とかそれくらいが許容範囲なのかなと、今の除染ではまだまだ足りないのかなというのが私の個人的な意見なのです。やはりここまで下げるというところまで下げて、0.23にはならなかったけれども、まだ高いところは順次やっていくから、0.23になっていなくても0.3、0.4くらいで避難指示解除、これを目指してもらいたいです。そのくらい厳しい考え方が町のほうにはあるのかなのか、その辺ちょっと聞かせてもらっていいですか、何回もしつこいように申しわけないですけども。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 先ほどのご質問の中に除染検証委員会あるいは帰町検討委員会、これが独自の団体みたいな話がありましたけれども、これは町がお願いしてやっているものですから、そこを間違わないでください。それから0.23、これは国も私どももそこを目指すわけですが、早急にあした、あさってまでというような解除までできるという目途が立ちません。そういう意味では解除後もそれに近づけるためにフォローアップ除染を継続して繰り返していくということでもありますので、これらについてもご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私の質問もあした、あさってまで0.23にしてくださいという質問ではなくて、0.7、0.8から0.23を目指すよりは、0.3、0.4くらいから0.23を目指したほうが住民としては安全であり、安心感が強いのかなと思う、そういう考えだったものですから、何回も何回もいろんな委員会でも私もしつこく質問させてもらっているのでも、返ってくる答えがいつも同じですから、この問題はここでやめます。

それで、今度は大きい2番のほうに移ります。帰還困難区域である夜の森地区の桜並木及びその周辺、居住制限区域との境界から50メートルの先行除染の実施が示されました。住民から除染の承諾を得る業者さんの担当者の方からの話を私聞くことができたのですけれども、やはり帰還困難区域で居住制限区域との際の人たちの除染の同意なんかでは、やはり約80%の方が家屋解体を希望しているというような話でした。残りの方は戻って住みたいとは思っていないと。ただ、戻ったときにはお茶飲んだりやはり休憩したりセカンドハウスに使ったりということで、やはり住みたいというような人はなかなか見つからなかったけれども、1割にも満たないのかなというような意見をもらうことができました。町の考え方は、観光の拠点とか農業が盛んだったとかということで復興拠点整備ということで国に申し上げているみたいなのですけれども、国のほうでは住居可能な地域から随時解除しますよと、区域再編をしないけれども、随時復興拠点から部分的に解除しますよと言っているのでも、やはり町民は住居可能な部分という、戻りたいという人がどれくらいいるのかなというのがあって初めて復

興拠点整備計画なのかなと私は思うのです。やはりそういうのを国にお願いして計画を上げるときには、人口の約3割あって、3割というのは何千人で、何千人の中のこれくらいの方が帰還困難区域の住民の中で戻りたいと言っているのです、復興拠点整備計画を作成して、それで除染させてくださいというのが筋なのかなと思うのですが、やはり夜の森の桜並木でライトアップやったりいろいろ踊りやったり、そういうようなことで観光客が来てくれて盛んだったのはやはり震災前の話であって、私はこれあそこを除染してもとどおりにするのは、観光客がまた集まってくるようにするのはかなり厳しいかなと思うのです。あとは農業、農業というのは多分6号線、東側の地域なのかなと思うのですが、そこででは農家の方がどれくらい戻ってきて農業をやりたいと言っているのか、その辺がちょっと疑問あるのです。だから、町が言っている整備計画というのは具体的にどういう計画なのか、その辺ちょっともっと詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えします。

1つ前段で申しわけございません、夜の森さくら通りを中心とした、それから居住制限区域の境界部分の除染というものと8月31日、政府が方針を示したものについては、若干性格が異なるというふうに分けて考えなければならないというところはご理解いただきたい。ご質問の趣旨であります復興拠点の整備計画というものをどのように考えているかというところでございますが、去る9月の6日の日に町長へ政府から減災本部、その他復興庁、環境省、福島県も含めてですが、この方針についての説明があった。その中で要するに拠点計画を立てようとする区域については、年内をめどに話し合っていきましょうねというところの説明でございました。でございますので、町として帰還困難区域のどこが再生のための拠点なのかという位置づけはまだしていないところでございます。今後政府と関係機関と話をさせていただきながら、考え方を整理していくという段階でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員、今ほど町は拠点と位置づけてこれらの除染をさせたいという話ありましたがけれども、これそうではないのです。国が拠点と位置づければ除染をするというふうな話。それで、町としてはこれから困難区域の住民の方々とほとんど今町政懇談会をやっても困難区域の方々、なかなか出席していただけませんので、困難区域に特化した懇談会を開いて、どういう状況でどういうふうなことを位置づけて除染をするか。それから、困難区域を除染することは疑問だというような話がありましたけれども、議員は富岡町の困難区域の再生についてもう少し前向きにご尽力をいただきたいというふうに思いますので、どうぞご協力ください。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私が心配しているのは、町当局と議会がことしの6月20日に環境大臣、復興

大臣、経産大臣、文科大臣に復興に関する要望書というのをこれ提出してきています。こういったものを読ませてもらったときに、やはり帰還困難区域という言葉がいっぱい出てきて、それに基づいて復興加速化本部がいろんな提言をまとめてきました。国の考え方は、やはり居住可能な復興拠点というような言い回しをしながら、やはり戻って住むのだったらば除染してあげましょうというような言葉遣いに私なってきているのがちょっと心配なのです。町は、柔軟に範囲設定をお願いしたいというふうになってきていますけれども、やはり私が今町長が言ったように7番議員はちょっと除染に対して非協力的のような発言にも私とったのですけれども、私は帰還困難区域に住んでいる人間として0.23だったら全然問題ないのです。0.23まで何年かかるのですかというのが私の率直な考えなのです。軒並み解体がもう恐らく8割方解体希望ではないかなと思うのです。私も自分の夜の森北行政区の私4班なのだけれども、4班の人たち、いろんな人に聞いても壊すよと、住まないよという人が圧倒的に多いのです。そういった中で、やはり国は除染は結局国費投入、税金を投入するから、ちゃんと住民の方戻るのでしようというのがもう読み取れるのです、この文章は。そういった中で私はそこにちょっと危険性を感じているのは、本当に戻って住めるようになるのですかというのが疑問点なのです。町長、例えば居住制限とか解除準備区域が5センチ、10センチ剥ぎ取りで、困難区域が10センチ、15センチでみんな同じレベルになって、本当に0.3とか0.4とかになって0.23を目指すのであれば私は全然反対しません。そういったところに町の考え方と国の考え方の中に温度差、こういったものを感じたものですから、こういう質問をさせてもらったのですが、やはり確かに拠点という言葉を使わないと除染をしてあげませんよというような国の態度があるからこういう結果になるのかなとは思いますが、やはりそういった中で国の思惑と町の考えがちょっとギャップがあるので、その辺はうまく詰めて住民懇談会の意見を吸い上げながら、こういった作業を進めてもらいたいと。2番目は、これで終わります。

3番目に移ります。避難している人たちの生活再建支援、これはやはり富岡町を再建させると同等にどっちが先だという問題ではなくて、私は両方大事な問題だと思うのです。確かに富岡町に戻らなくても他町に行っても他県に行ってもやはりもとのなりわいに職業につけると、生活がやっていけると、そういうことは物すごく私は大切なことだと思うのです。そういった中で、今いろんな国とか県から出ている生活再建支援が富岡町に戻ったならば、富岡町という言葉は使わないで12市町村に戻ったならば、これだけの優遇はしますよというような。では、いわきだったらどうだ、郡山だったらどうだ、他県だったらどうだというと、それはいわきならだめだとは言いませんけれども、補助率、金額に差があるのです。やはり私は、原発被災してお客さんがもう全国に行ってしまったとか、あとは確かに国は商圈喪失したところへ手を挙げて戻ってくれて事業再開してくれるのだから補助率が高いのは当たり前だよということは、この前高木大臣との懇談会でそういう意見出ましたけれども、でも、私は富岡町に戻って営業再開しても、郡山行っても東京行っても、まず人は住んでいてもその人たちは全く富岡から行った人から見れば商圈ではないのです。もうお客様ではない、ゼロからなのですか

ら。何十年と築いたものが全くゼロからのスタートですから、その辺はやはり町のほうもこれはよそに行った人も何とかかなりわいが成り立つように協力してもらいたいということをお願いしたいのですが、町長の答弁だとやはり同様にしてほしいという声が上がっているということで、全く私の意見をだめだよということではなくて、わかりましたよというふうに受けとめたのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

町長の答弁のとおり、議員の皆さんあるいは事業所の方々からそういう声をいただいております。ですから、国、県に申し伝えてまいりたいという答弁のとおりでございます。また、あわせて本制度の制度内容はおっしゃったように差がございますし、それとともに問題の根底はやはり12市町村の内外を問わず事業再開ができるかどうかという話なのだと思います、なりわいとか成り立つかどうか。実際営業賠償の延長線上で官民合同チームができて、いろんな支援を凶っていくことですので、それが根底にあると思います。ですから、この補助金制度ばかりではなく、官民合同チームとは何をどのように支援するかというようなところがやっぱり問題の本質なのかなと思っておりますので、その辺も含めて国、県に対して申し添えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 確かに今課長が答弁したように官民合同チーム、事業者をやっぱり二回りぐらいもうしていると思います。そういった中で使い勝手のいいグループ補助金を見直してくれとかいろいろ出ているのですが、あの人たちは物すごく聞き上手というか、メモってくれて本部のほうに報告しますと。ただ、本部のほうがそういう意見がいっぱいあるから、それがそういう使い勝手のいいグループ補助金ができ上がるのかなと思っていたらば、やはり予算の関係で難しいとかそういったこともありますので、やはり富岡町に住んでいた人が日本全国どこに行っても、床屋さんでもパーマ屋さんでも魚屋さんでもパン屋さんでも八百屋さんでもどんな商売でもやっていけるというようにしてもらいたいのです。国も県も、あと残ったのはやはり事業者で責任者である東京電力、東電賠償、こういったものをうまくミックスさせたようなやり方、そういうもので骨組みをちゃんとつくる方向で話を進めてもらえばありがたいと思うので、課長、さっき答弁のとおり今後とも努力して願います。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

続いて、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして大きく2つほど質問をいたします。

まず、1番目の緊急通報システムについてであります。これは、町長の町政報告にもありましたように今年17日より準備宿泊が開始になるということで。準備宿泊は、ずっと解除まで続くという状況であります。ただ、町内に居住する町民は非常に数が限られる状況にあるのかなというふうな感じの中で、通常でありますと何かあったときに隣の人とか近所の人、そういう方々の互助でいろいろ安全、安心があったわけですが、こういうふうに人数が少ない中でおりますと、やはり自分できちっと何らかの通報というか、自分がちょっと今安全ではないのだけれどもというようなことを携帯があるとはいいましても、携帯はやはりちょっと作業をしないといけない、固定電話はなかなかうまく動いていないという状況でいきますと、これは老人世帯に既存の我々の場所ではなくてもいろんなところでやっているわけですが、ちょっと散歩中おかしくなったりとか家にいてぐあいが悪くなったりとか、当然老人ばかりではなくて若い人だっていつぐあい悪くなるかわからないわけですので、そういうときに緊急通報システムということで、ボタンを押すとそれが通報されるというようなものがあるわけですが、準備宿泊に当たりましては宿泊者全世帯へそういうものを貸し出しをして、居住者の町民の安全、安心を考えるとということをしていくべきというふうに考えますが、町の考えはいかがなものか質問いたします。

続きまして、2問目の高齢者施設の見通しであります。町内には高齢者の施設として特別養護老人ホーム東風荘及び特別養護老人ホームの館山荘があるわけですが、いずれの2施設とも若干山の森林に囲まれたところにありまして、森林除染がなかなか進んでいかないという状況の中でありまして、やはり復興拠点と位置づけております町の曲田、岡内、中央という、こちらのいわゆる夜の森方部と富岡方部ということであれば、富岡方部のほうにこういう老人の施設ができていくということのほうがいいのではないかとこのように考えております。そういう意味では、既存の施設の再開ではなくて、新たな整備ということを考える時期に来ているのではないかとこのように考えておりますので、その辺の町の考え方をお聞きしたいということ。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、緊急通報システムについて。(1)、準備宿泊の開始に当たり、町内に居住する町民の安全、安心に向け、緊急通報システムを構築し、宿泊全世帯への貸し出しを行うべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。現在高齢者のみの世帯に対し、家庭内や外出時における急病や事故などの緊急時に迅速で適切な対応を行うため、携帯電話型の緊急通報装置の貸与事業を行っており、40名

の方が利用しております。システムの内容は、24時間365日コールセンター対応により週1回の元気コール、有事の際の家族連絡及び警備員の駆けつけ、そして警察、消防への連絡が可能なGPS対応の緊急通報装置であります。来る9月17日から始まる準備宿泊においても、対象者を高齢者に限ることなく、準備宿泊の全世帯を対象とし、希望者に利用いただくことで準備宿泊期間中の町民の安全、安心の向上に努めてまいる考えであります。

次に、2、高齢者施設の見通しについて。(1)、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームは既存の施設を再開するのではなく、復興拠点に隣接した場所に新たに整備すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。復興を目指す本町において、町民が安心して暮らせる町づくりのためには高齢者施設の整備は重要であり、これまで議員の皆様からもご意見やご指摘をいただいているところであります。町内における高齢者関連施設につきましては、10月1日開所予定の町立診療所と総合福祉センターを活用した居宅介護事業所及び通所型のデイサービスセンターの再開の見通しがついているものの、入所型の高齢者施設開設につきましては嘱託医師や介護スタッフ不足、既存施設の活用の可否、財源の確保などが大きな検討課題となるものと考えております。町では、ことし3月に策定しました保健、福祉アクションプランの中で経済、精神、介護などの理由から入居希望する高齢者施設の町内再開を平成31年度を目標としているところであり、現在既存施設の被災状況を調査するとともに、8月に行った住民意向調査の結果や住民座談会での意見を踏まえ、町主導で関係者や関係機関による町内高齢者施設再開に向けての検討会を設置すべく準備を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、緊急通報システムであります。現在も高齢者に携帯電話型のものを貸しているということなのですが、これはコールセンターに行くということなのですが、これはボタン一つでコールセンターに行くという形になっているのかどうかちょっと確認したいです。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 緊急通報システムにつきましては、今回貸し出しの対応について今ちょっと現品をお借りしてきたのですけれども、こういった携帯型のGPS対応の緊急通報システムを貸し出す考え方であります。イメージ的には携帯電話のらくらくホンというイメージでございまして、上にボタンがございまして、そのボタンを押すと緊急とか相談事業とかができるというようなシステムを貸し出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今課長から説明があったように電話のボタン一つで通話できるということなのですが、当然電話の機能ということであれば、ある特定のコールセンターにしかその通報は行かな

い。しかも、それは警察であったり消防署であったり、町の何かそういう緊急のところであったりということではないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 再度このシステムの内容についてご説明申し上げますけれども、このシステムはアイネットという株式会社のシステムでございまして、県内にある業者がありますが、24時間365日対応のコールセンターを設けております。携帯型の電話でボタン一つ押しますと一旦コールセンターに行って、コールセンターのほうで内容を確認いたしまして、そこから警察ないし家族とか、それから役場とかに連絡をいただけるというようなシステムの内容になっております。ですから、直接消防に行くと、警察に行くとかということではなくて、一旦そこで受けて内容を確認してから連絡をしていくというふうな考え方でございますので、ご理解いただきたい。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうしますと、今のシステムですと連絡が行くというだけで、通常私たちが緊急のときの、例えば家で何か起きたとかというような普通のセキュリティーということで考えていたりしますと、セキュリティーが発令されると必ず警備会社とかそういうところから人が来たりとか人がいないときには人が来たり、いるときには電話がかかってきて、出なければすぐ駆けつけてくれるというような、何かそういうような感覚の安全という、緊急通報だけでいけばそうなのですけれども、安全のことを考えるとそういうセキュリティー、人が来てくれるというセキュリティーが必要ではないのかなというふうに考えるのですけれども、その辺に関しては今のシステムではできないということになる。あくまでも電話だけということになるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 再度システムの特徴的なものをちょっとご説明申し上げますと、まず今緊急的にぐあいが悪くなったときは、ボタンを押していただくというのがまず第一でございまして、ボタンを押していただくとコールセンターで緊急度に応じて警察及び消防署に出動命令をかけていただくというような内容が1つでございます。それから、有事の際でございしますが、貸し出しのときに我々登録をしていただきますが、家族や役場の連絡の登録をします、この電話で。そして、平日の日中は富岡町内に勤務する町職員が駆けつける。夜間、それから休日等につきましては、会社が契約している駆けつけ員、いわゆる警備等の駆けつけ員が自宅まで駆けつけていただけるというようなシステム。それからもう一つ、このボタンには相談ボタンというのがありまして、緊急以外でも準備宿泊中に何か相談をかけたいというようなときには相談ボタンも対応できる。それから、週1回程度でございしますが、コールセンターのほうから利用者にお変わりありませんかというようなお元気コールをして安否確認をするというようなものでございます。また、応答がない場合というふうな考え方でございますが、緊急の連絡があって応答がないような場合はGPSが登録されておりますので、GPSを頼りに対応していくというような考え方で駆けつけもちろんいたしますし、それか

ら会社での駆けつけもいたしますし、町のほうとしても連携をしながらやっていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 緊急システムなのですが、アイネットが開発したもので、それを町は利用しているのですが、アイネットそのものがコールセンターというものを開設していて、それをとれば必ずそこにつながるということですので、そこを除いて直接110番のように警察につながるものではありませんので、そこだけご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 一番気になるところは、本当に緊急の場合に段取りがあって、基本まず警備員が駆けつけてくれるという基本があった中で、その中で事前聞き取りをするということ、その対応をするということであればいいのですが、本当に緊急の場合はけがとか、今病気とかそれだけではなくて、例えばけがをした、草刈りしているときにどこかがをしてしまったとか、それで急な電話ができないとか、そういうときにやはり普通だったら近所の人とか家族がいればすぐ対応できるのですけれども、そういうことも考えてはいかなければならないというふうに思うのですけれども、そういうときに今話のあった警備員というのは、通常アイネットのほうの警備員なのか、それとも通常町内をパトロールしている警備員なのか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 駆けつけていただける人につきましては、アイネット株式会社が契約している駆けつけ員でございます。そのような対応で行いたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうすると、申しわけありません。アイネットが契約している警備員というのは、少なくともいわきとかそういうところではなくて、富岡とか檜葉とか広野とかそういうある程度短時間で来れるところに警備員が配置されているということなののでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 警備員につきましては、現在は富岡町には警備員が配置しておりませんので、基本的にはいわきになります。ほかの他社のメーカーもいろいろ検討いたしました。他社のメーカーも全く一緒でいわき、それから相馬地方、相双地方から駆けつけるというのがどこもメーカー的には同じでございました。内容につきましてはなるべく近くで対応ができないのかということでございまして、検討は現在しております。今檜葉、それから広野町、もう帰還が開始されておりますので、そういったところに対応している方から駆けつけていただくという方法もちょっと今検討させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、6番、遠藤一善君の再質問を継続いたします。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 最後に、通報システムについて1点お伺いしておきたいのですが、このシステムは今準備宿泊に当たり行っているわけですけれども、当然4月以降、避難が解除になっていくというような状態が出たときも緊急通報システムはもうちょっといろいろ考えながら進めていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 4月以降の体制をどうするのかという話だと思います。お答え申し上げます。

現在緊急通報システムにつきましては、健康福祉課の予算の中で対応するというふうなことで、国の補助金をいただきながら今年度はやっていくというような形でございますが、4月以降につきましては今回の実績、それから課題なんかを分析いたしますとともに、町民の安全、安心に向けた対策、それから新たなシステムづくりというものを再検討しながら、関係課と調整して対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ぜひとも準備宿泊で出てきたいろんな問題をきちっと精査しまして、この後町民が戻るに当たって安全と安心がきちっととれるような体制づくりをしていっていただきたいというのを要望しまして、1番の緊急通報システムについては終了いたします。

続きまして、2番の高齢者施設の見通しについてなのですが、31年度を目標にということで話があったわけですが、いろんな状況を考えますと、老人ホームに対する設備とか避難に対する考え方が非常に大きく変わってきております。高齢者、特に養護老人ホームということでちょっと一くりにさせていただきますが、両方ともそういう設備とか現状のことを考えると、やはり新設をするということのほうがいいのではないかとこのように思うのですが、その辺につきましても一度見直しをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ありがとうございます。お答え申し上げます。

確かに帰還に向けた高齢者施設の整備というのは、これまで何度も検討してまいったところでございまして、町のほうではアクションプランの中で31年という目標を掲げたところでございます。そう

いった中で、今後町では今建物につきまして養護老人ホームもそうでございますが、特別養護老人ホーム館山荘につきましても今月、9月には調査をする予定でございますが、今後そういった調査、それからいろんな諸課題がございます。例えば先ほど申し上げましたように介護スタッフの問題、それから嘱託医師の問題、それから一番大きいのは復興に向けた財源の問題だと思っております。そういったものを総合的に勘案しながら検討していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今ほどの中でスタッフの問題ということが出てきたわけですが、現実的に介護のスタッフだけではなくて、いろんなところで人的な苦勞というのは多方面にわたっているかと思えます。そういう中で、やはり少しでも職員が介護しやすい状況、そういうことも含めて考えますと、やはり建てかえて少しでもまとまったところにおいて介護をしていくということが必要ではないかというふうに思うのですが、課長の答弁は今ほどあったわけですが、町長としてこの辺の施設はどのような方向で進めていくというふうな考えを持っているのか、もし町長の考えがありましたらお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のような高齢者在宅事業の中で、これら町が復興、再生していくのにはなくてはならない施設だというふうに考えています。ただ、曲田、岡内地区だけにとらわれるのではなくて、既存の施設が当然山林等に囲まれているために線量が下がらないということであれば、これも考えていかなければならない課題だというふうに思えます。そういう中であっても、何といても財源の確保というものが大きなウエートを占めてくるものだと思いますし、今の曲田、岡内地区のあの地区にこれらの施設を整備するということになれば、かなりの財源が必要ですから、その辺も検討しながら考えてまいりたいというふうに思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今町長のほうから財源の問題ということもありまして、確かに今私のほうも曲田、岡内地区という中心部になるところで話をしておりましたが、今財源の確保ということを考えますと、当然周辺というか、曲田、岡内地区に固執せずとその周辺でということもやはり考えていかなければならないということは今理解できました。その中でもやはりそういうふうな中で、今周りの山林の線量が落ちなければというような、そういうことを考えていかなければいけないという話があったのですが、財源のことも考えますと、この先何年そういうことが続くのかということを考えますと、森林除染をもう始めるといってもまだ富岡町内では具体的に始まっていない、方向性も示されていない中で、やはり老人施設を優先するというのであれば、もうはっきりと何年か先も含めて既存の場所ではなくて、新しいところで進めていくと。場所はもう今町長が話ししましたように中心部ではなくても、ある程度線量が低くなってきた平たんなどということでもいいわけですが、

やはりそろそろというよりも、もうそれを決断する時期に来ているのではないかなというふうに思うのですけれども、既存のところでやるかやらないかという決断の時期ということに関して、もう来ているというふうに思うのですが、そこに関してのご意見をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 確かに目標である31年ということを考えれば、当然そういった時期に来ているのだというふうに思っております。今質問の中でありました線量についてでございますが、毎月計測しております線量の中で例えば東風荘でございますが、地上1センチで0.3というような状況でございます。それからもう一つは、新たにというふうな形になりますと、やはり用地の問題が大きな問題かなというふうに我々は考えております。例えば東風荘の場合、敷地面積が1万3,800平米ほどあります。それから、館山荘につきましては1万4,340ほどの平米がございます。そういった大きな敷地を復興拠点の中に求めるというのはなかなか難しいのかなというふうにも一方では考えられるわけでございますので、そういった今後の施設の運営の仕方、それから併設はあるのかどうか、そういったものも総合的に検討いたしまして考えていきたいなというふうに思っておりますので、もう少々お時間をいただければなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） もう少々お時間をということで、当然早急にばたばたと決めて急いでやるものではないわけですが、ただそれでも戻りたい人や年配の方が富岡に戻ってもう一度住みたいという方のためにも方針はやはり早くに決めなきゃいけない。もう既に解除の時期も何回も何回も見通しが出ているわけですが、では解除の後、解除してからやはり31年とはいいいましてもすぐ来てしまうわけですが、それに対する本当に31年と言っているのですけれども、そこに対して具体的なものがやはり見えてこない、なかなか年配の方、もう頑張り切れないというのがあろうかと思うのです。線量のこともあるのですが、やはり風評被害のこともありますし、スタッフは若いスタッフがいるわけですので、やはりスタッフも集まりやすい方法も考えていかなければいけない。そういう総合的に判断していかなければいけないということになるかと思うのですけれども、再度、再度でなのですが、やはりもうしばらくということなのですが、大体いつごろを目安にそういう大きな流れ、ここということではなくて、大きな流れで進めていく予定なのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） スケジュール的なものにつきましては、当然31年から逆算をいたしますと、来年にはそういった施設の規模であるとか資金の計画、それから事業計画の作成とかそういったものをつくらなくてはいけないというふうには思っております。今後進めていく中では、28年度中に町、それから当然実施主体である社会福祉法人の考え方、それから財源的なものではやはり県の、今福島県は高齢福祉課というところで高齢者施設の整備の補助金を出しているものですから、そういったところ、それからやはりこういった高齢者施設に関する学識経験者も踏まえながら概略的

なものは出していききたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ご指摘の老人施設ですが、解除してから川内では新たに新設をいたしました。それから、檜葉町が解除して再開をいたしております。そういう中であつてもなかなか新設のものだからスタッフが集まるかという、一長一短に集まるものでもありませんし、檜葉町の事例を参考にしますと、やはり80床あるものがスタッフ不足のために半分も稼働し切れないというような状況もありますから、富岡町もその辺を踏まえながら、これから広域連携ということも探りながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今の町長のほうから広域連携も探つてというか、檜葉町でも80のうち半分の人しか入れることができない現状があるということでもあります。それは、確かにそういうことなのですが、これから町を復興させていくためにはその辺も少しずつ、少しずつクリアしていかなければいけないということはあるかと思うのですけれども、複雑な問題がたくさんあるとは思いますが、やはり短期的ではなくて、中期的に2年、3年、4年というふうな先を見据えてきちっと進めていくということが必要だと思うのですが、そのためにも今の時点でやはりこういう方向でいくというような考えを示すというのが必要ではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺につきましてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 繰り返し同じような回答になるかもしれませんが、その辺のところはご了承いただければというふうに思っております。先ほどの回答にもありましたように、今後施設の調査を行い、それから今抱えている課題というものを整理をしていくというのがまず先決だろうというふうに思っております。それがあって初めて方針が出てくるのだろうというふうに思っておりますので、時期的なものにつきましてはもう少し時間をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） なるべくやはり早くに、何せ短期計画で進められることではないと思ひますので、ぜひとも中期、長期の見通しをきちっと持って、スタッフのこと、いろんなことも含めてやはり早目にこういうところにこういうものをつくるというような形で進んでいっていただきたいというふうに思ひますので、ぜひともそういうスケジュールを早くに決めて、町の復興の一助としての年配の方々の力も必要になってくると思ひますので、ぜひともそういうふうな形でなるべく早く進めていただきたいということを要望しまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2番、高野匠美君の登壇を許します。

2番、高野匠美君。

〔2番（高野匠美君）登壇〕

○2番（高野匠美君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に基づいて質問させていただきます。

9月17日から準備宿泊が始まります。その期間に何らかの災害、自然災害はもちろん、まだ安全とは言えない原発があります。その状況の中で災害が起こった場合、町民への避難、対応について町はどのように今現在計画、考えているのかをお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、準備宿泊の防災計画、避難計画について。（1）、準備宿泊期間に災害（自然、原発など）が起こった場合、避難や町民への対応について町はどのように今現在計画されているのか、町の考えを寄せについてお答えいたします。震災時の対応につきましては、防災計画にのっとり適切に対処してまいるところであります。あわせて特例宿泊を実施する際に検討したところであり、準備宿泊においてもそれを基本として継承していくものであります。まず、情報提供についてであります。防災無線を主要な情報提供手段として、あわせて町広報車両、警察及び消防による巡回を行います。次に、避難につきましては富岡町地域防災計画にあります避難判断基準に従い、避難指示などを発令することとなり、一時的な避難所としましては保健センターを主要な施設として、準備宿泊期間中に町で用意する宿泊施設、さらには下郡山集会所についても避難所として考えております。これらは緊急的な措置であり、状況を見て避難先へ戻るよう促すことといたします。なお、避難指示などが発令された場合は情報提供をするとともに、直接電話や訪問により安否確認をすることとしております。また、原子力災害の場合は、準備宿泊期間中においては緊急時活動区分を全て一段早めることとし、避難先へ戻ることも早目に促すよう考えております。なお、町災害対策本部の体制といたしましては、町内の保健センターで勤務する職員が初動の役割を担い、現地の情報収集や避難者の受け入れなどを行うこととし、災害の規模に応じて郡山事務所及びいわき支所職員が現地入りし、対応することとしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） ありがとうございます。地域防災計画を今やっているということなのですが、地域防災計画の改定というか、それは9月まで出すということなのですが、細かく

お聞きしますが、自然災害と原発との避難、対応というのは違うかと思うのですけれども、それをちょっと改めてお聞きしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

自然災害の対応としましては、自然災害はいろいろ災害、津波、地震、あとは大雨という形になりますけれども、それぞれ町の対応は違ってきます。まずは、雨の場合は大雨警報が出た場合は、ある程度事前に気象庁のほうから町のほうに連絡来ます。警報の発令時期も予想されます。町としましては、早目に初動態勢をとります。また、津波、地震におきましては、緊急放送が国からありますので、それに基づいて防災無線で避難を呼びかけます。これは、前回の地震、津波、東日本大震災と同じような形の対応をとらせていただきます。それと、原発事故の場合ですけれども、先ほど町長が言われたお話ししたとおり、原子力の事故の場合は地域防災計画では警戒事態ということで震度6以上の地震、大津波警報が発生した場合は、要支援者の避難の実施と防災計画上なっています。先ほど町長が申したとおり震度6以上になった場合は、すぐ町民に防災無線で避難を呼びかけたいと思います。もちろん先ほどお話ししたとおり町内を離れると、避難先に戻っていただくという体制をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 私の質問が聞き方がちょっとまずかったのかなと思うのですけれども、町として準備宿泊のときにいる方に対して町はどういう体制を、夜間は先ほどから警備員の方が夜間とか日曜、祭日は頼むとおっしゃっています。であれば、警備会社は何人の体制でやるのか。それで、役場職員は自然災害の場合は準備配置というのはできますよね。それで、原発の場合、夜間いないときには、役場職員はどういう体制でこちらの富岡のほうの対応をするのかということをお聞きしたいです。よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

今の警備会社の対応としては通常の夜間、そして土日の日中、夜間という形で待機している状況で、あくまでも災害対応としての対応をしているわけでございませぬ。対応は、あくまでも災害対策本部の町として対応します。原発事故の場合は、先ほど申し上げたとおり早い段階、震度6以上の一番早い段階で防災無線で避難の誘導をします。もちろんもとの避難先に戻ってくれという形ありますけれども、状況によっては今回の複合災害がありましたので、道路状況とかいろんな状況がわかりませぬ、夜間の場合は。そういう場合は、先ほどお示ししました避難所に来ていただくまたは町として広報車を、もちろん先ほど申し上げたとおり消防、警察と連携した形で巡回して避難を呼びかけるという形になります。

以上でございませぬ。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長、ですから町職員の配置等というのか、職員の対応はどのようになっているかということです。安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 職員の対応としては先ほど申したとおり、一番最初町長が申したとおり、すぐ保健センターのほうに保健センター勤務の職員が駆けつけます。あわせて状況によりまして、いわき支所または郡山から駆けつけた形で対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） はい、わかりましたけれども、いわきとか郡山から駆けつけるには大分時間があるように感じますけれども、本来だったら町民は一人でも役場のほうに職員がいれば安心するのかなという考えもあります。でも、それは人力的とかそういう配置はできないということもわかります。夜間は警備員がいるという、宿泊のしおりにもそういうふう書いてあったので。であれば、そういうことをやっぱり町民に必ずいますよということを、知らせていただいたらよろしいかなと思います。あと、それで今課長の答弁の中に避難所とありましたけれども、それは町民にはどういうふうにあらわすのでしょうか。9月の17日から準備宿泊が始まるので、できれば本来だったら宿泊する前に町民にやっぱりきめ細かく伝える必要があると思います。原発もまだ安心ではありません。であれば、泊まる前にきちんとそういうことをやっぱり町民には知らせるべきではないかと思います。その辺よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） ご指摘ありがとうございます。町民のほうにはしっかりと情報提供をしていきたいと思います。そして、あわせて警備員の配置はこういう体制していますということで、それも含めてしおり等に記載して情報提供をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 保健センターの職員ですが、全て災害がない、有事のとき以外も常駐しているという意味ではなくて、そういう有事のときはそこに常駐するという意味ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） あと1つ、準備宿泊に関するお知らせということで町民に事前にこういう紙が配布されているのですけれども、その中の一つの言葉についてちょっとお聞きしたいのですけれども、内容をご確認いただいてからの宿泊を開始してくださいとなっております。準備宿泊におけるしおりというのは、どういう目的で町民に配布しているのか。できれば本来でしたら全町民に事前に渡すべきではないのかなと思いますけれども、渡さないというか、そういうのはどういう事情なのだからちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、お答えさせていただきます。

準備宿泊のしおりにつきましては、準備宿泊の申し込みをいただいた方の中にお送りするという形で町民の方にはお送りしてございます。また、これにつきましては内容につきましても最新の情報に更新する形で随時中身を更新しながら、ホームページ等に掲載しながら町民の方に周知するような形でやっております。今後準備宿泊に対する新たないろいろな対応が出てきた場合には、そこにまた盛り込んでいくような形で更新してまいります。準備宿泊のしおりにつきましては、そのような形で町民の方に送ってございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 事前申し込みでしおりを渡すということなのですが、要するに申し込んだ方に対して何かあったらすぐ駆けつけていただく目安にもなるのかなとは思いますが、特例宿泊のときに申し込みをなされずにお泊まりになった方もいるとお聞きしておりました。今度は準備宿泊の場合は長期にわたることです。それで、届けに対しての重要性というのをもう少し町がそこまで細かく町民のためにやっていたらいいのであれば、きちんと準備宿泊の届け出の重要性というのをもう少し町民のほうにお知らせするべきではないのかなと思います。その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 確かに準備宿泊を安全に実施していただくためには、しおりをよく読んでいただいて、注意事項等にも留意していただくような形が大事だと思いますので、準備宿泊する際には必ずコールセンターのほうに届けていただくと、あとしおりのほうもよく読んでいただくというような形で周知してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） できれば早くそういう準備宿泊が始まる前にやはりきちんとそういうことは町民のほうに早目にお知らせしてください。よくホームページに載っていますと言いますが、ホームページというのは確かに便利なのですが、見れない人は見れないので、そういう方がほとんどなので、その辺お願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。一問一答ですので、今にお答えをもらえますか。
生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 今ホームページというふうなお話ございましたが、早事を聞かせるためにはホームページがまず第一かと思いますが、さらに広報紙等にも掲載できるような形で対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 最後になりますが、先ほども何度も言っていますが、私たちは万が一でこの

状況にいます。身をもって体験してまだ不安、不信でいます。少しでも町民にきめ細やかな対応を心がけていくと町は言っております。二度と経験したくありません。町民一人一人にきちんと防災対策についてはお知らせください。みずからの身の安全はみずからが守ると防災の基本、それで防災の計画の中にもありました。それならなおさら町民にそういうことをお知らせしてくださいということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今回東日本大震災、そして原発事故で避難を余儀なくされましたけれども、これらについても町民の方には防災計画というものを町が策定したときには1戸に1冊ずつ配布しています。今度9月に見直しをして、そしてまた新たに皆さんにお諮りをして、それが決定した段階では町民の皆さんにお配りしますので、どうぞその辺もご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君の一般質問を以上で終了いたします。

続いて、9番、山本育男君の登壇を許します。

9番、山本育男君。

〔9番（山本育男君）登壇〕

○9番（山本育男君） ただいま議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

安全、安心な町づくりについて。町は、早ければ来年4月の帰還を目指すという前提のもとに復興、復旧を急ピッチで進めていることと思います。帰還をするためには、町に戻る町民の安全と安心を確保することが重要と考えます。健康で安全に生活ができることが一番大切なことではありますが、地震、水害などの自然災害、また病気、事故、失業、さらには日常生活での消費に伴うトラブルなど、社会経済的要因によって生活が立ち行かなくなる場合もあると考えております。そこで、どのようなことでも相談できる総合窓口を設置してはどうでしょうか。

今後消費活動や新たな町民を迎えることも視野に入れて、安心して暮らすことができるよう見守るため、町と事業者、自治組織等との連携を図る組織を新たに構築してはどうでしょうか。

防災計画が策定されますが、自然災害は最近の北海道、岩手の台風被害のようにいつどこに起きてもおかしくないと思います。災害時には、消防団の活躍が大きいと認識しておりますが、帰還に当たっては限られた団員しか確保できないものと思います。災害時における町民の安全確保と高齢者や災害弱者の避難などはどのように計画されますか。

また、資材や備蓄はどうなりますか。

人的配置や帰還した町民と連携協働して被害を最小限に食いとめることが必要と思いますが、どうでしょうか。

そのための自助、共助、公助の仕組みづくりが必要であると思いますので、いかがでしょうか。

これから公園なども整備されると思いますが、町には町外、県外、海外からも人が集うことも考えて、避難するために必要なものを公園など誰にでもわかるように、もちろん外国語表記もつけて配置

しておくことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

エリアメールによる情報提供も必要なことと思います。情報の発信基地としてFM局など設置も考えておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

双葉署管内においても犯罪認知件数が昨年同期に比べ増加をしております。中でも薬物関係での検挙もあるようです。帰還すれば成り済まし詐欺などの発生も懸念されます。事件、事故に巻き込まれないように町民の安全、安心な暮らしを守るため、県警はもちろんですが、多方面の関係機関との情報共有など図れるような連携した組織をつくってはいかがでしょうか。

他町村との協力体制づくりもそうだと思います。そのために町内行政区の再編を念頭に小さな地域組織が必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 9番、山本育男議員の一般質問にお答えしますが、今回質問書の内容ですと紋切り型になっていて、全てのものが把握できるような状況ではございませんでした。今議員が質問主意書を読み上げたような形で今後はお願いしたいと思います。かなわない点は、一問一答でよろしくお願いしたいと思います。

1、安全、安心な町づくりについて。(1)、帰還に伴い、困り事が相談できるような総合窓口の設置をについてお答えします。帰町した町民や新たな町民が町内で生活していく上でのさまざまな困り事を相談できる体制を整えることは必要なことと考えております。しかしながら、相談の内容は多岐にわたることが想定されるため、当面は組織間の連携強化を図り、来町した町民に寄り添った対応を心がけてまいります。加えて、社会福祉協議会での相談体制の再開を求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(2)、安心して暮らすことができるよう見守るため、町、事業者、自治組織などの連携を図るための組織の構築を。(6)、防災、減災について、自助、共助、公助の仕組みづくりを。(10)、事件、事故から町民を守るため、関係機関と連携した組織づくりをについては、関連がありますので、一括でお答えいたします。先行して避難指示を解除した自治体と同じように、帰還開始後しばらくは町内に居住する町民は少ないものと考えております。そうした状況で町民が安全、安心に生活するためには、ご質問にありますように町や警察、消防、町内の事業者などの組織や団体と町民が情報を共有し連携を密にし、そして役割を分担しながら町内の見回りや防災、防犯などの体制を整えていくことが重要であると認識しております。このため防災訓練はもちろんのこと、震災以降活動を休止しております防犯協会や交通安全協会などの各種協議会の再開を働きかけてまいりたいと考えております。さらには、町民が集うあらゆる機会を活用して、防災意識の向上や町民同士の協力体制の重要性

についての認識を共有してまいりたいと考えております。

次に、(3)、災害時における町民の安全確保は（避難道路、避難施設、設備など）。また、高齢者、災害弱者への配慮は。(4)、災害時の資材調達や備蓄はどのように考えているのか。(7)、防災、減災公園の整備をについても関連がありますので、一括でお答え申し上げます。災害時における町民の安全確保は、現在改正中の富岡町地域防災計画で明示し、町民への周知を十分図ってまいります。全国的に防災に関する意識が高まる中、災害基本法も多々改正されており、防災機能の多重化や備蓄の方法、避難所の改善などが新たに示されております。町といたしましても少しでも早くこうしたものを復旧、整備し、有事に備えてまいりたいと考えております。その上で避難道の改良などに関しましては、町単独でできるものではありませんので、国、県へ整備についての要望を重ねて行うこととし、備蓄倉庫の設置や調達についても民間との連携を幅広く行い、避難所の環境改善とあわせて避難の負担が解消されるよう努めてまいります。また、災害時要支援者とされる方につきましては、震災以降家族構成が変わるなど、その数がふえている現状を踏まえ、十分な現状把握に重点を置き、その方々に合った支援者や方法などについて社会福祉協議会を含めた福祉部門と連携し、個別計画を作成していくことを目指すものであります。防災公園につきましては、避難地としての機能を備えていることから、既存施設を活用していきたいと考えております。

次に、(5)、災害時の人的配置や町民との連携協働はについてお答えいたします。町の人的配置基準は防災計画にも記載しておりますが、防災計画とは別に今年度中に職員初動マニュアルを作成し、迅速かつ着実な対応ができるよう準備を進めております。町民との連携協働については、共助の観点からも災害時要支援者への対応や避難所の運営に協力を求め、適正な避難の実施、健全な避難所運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、(8)、エリアメールの導入をについてお答えいたします。エリアメールにつきましては既に導入しており、大手3社の携帯電話へ一括送信できる仕組みとなっております。

次に、(9)、当面の間、臨時災害放送局を設置してはについてお答えします。東日本大震災では、東北地方で24の臨時災害放送局が開設され、本町の富岡災害FMを含めた6市町村で現在も運営をされております。議員ご承知のとおり臨時災害放送局は、災害発生時に住民の安否情報やライフラインの状況などをきめ細かく伝えるため、自治体が臨時で開設するFMラジオ局のことであり、富岡に戻って新たな開設ができるものではありませんが、災害発生時の緊急時のみならず、町内での生活情報、行政情報などを早期にかつ正確に町民の皆様に伝えるためには、多くの伝達手段を持つことが重要であると認識しております。そのために防災行政無線やエリアメールはもちろん、現在開発中のアプリケーションソフトを使った情報発信など、さらなる情報伝達手段の多重化、多様化を図ってまいります。

次に、(11)、自治体間の連携や相互協力はについてお答えします。こちらについては品川区との相互応援協定など、防災関係機関なども含めますと現在6つの協定があるところです。今後は、自治体

間のみならず、公共的団体や民間事業者との連携も図っていくことといたします。

次に、(12)、町内行政区を再編し、実態に合った自治会等の組織化をについてお答えいたします。行政区の再編につきましては、津波被害のあった仏浜、毛萱など、震災前の行政区内に居住できない方もおりますので、その必要性は認識していますが、その時期については慎重に判断してまいりたいと考えています。一方で災害公営住宅のある曲田、岡内地区では、自治会などの設立を働きかけてまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） 非常に紋切り型で申しわけございませんでした。今後直すように努力したいと思えます。

それでは、(1)番からやっていきたいというふうに思うのですが、ただいまのお話ですと必要なことはわかっているというようなことでしたので。私いろんな困り事っていろいろあるのだらうと思っているのです。例えば訪問販売に来られてとか、あとは振り込め詐欺に遭いそうになるとか、すぐに犯罪を防止する意味でそういうことを相談できるような窓口、それから今後どんな方が富岡町に住所を移動してくるかわかりませんので、そうした場合には困窮される方もいらっしゃるというふうに思います。そういう意味ではそういった方々、いろんな方々の事情をすぐに察知できるようなそういう窓口をつくっておいて、その方々をすぐに行政としては対応できる、ケアできるような仕組みをつくるための窓口という意味で考えたのですが、いかがでしょうか、その辺。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、お答えをさせていただきます。

町長の答弁の中にもございましたように、困り事につきましては当然そういった窓口必要とは考えておりますが、非常に困り事の種類がいろんな方面にわたる、それからそれを相談に乗るためにはある程度の専門的な知識といえますか、そういったものも必要になってくるということで、通常言う総合窓口のような定型的な業務を一括で扱うというものとは若干性質が違ってくるものというふうに考えております。そこで、それによって担当となった職員の業務量の負荷が非常に大きくなることも懸念されておりますので、専門的な部分についてはやはり従来どおりの業務主管課で対応するほうがよいのではないかなという考えでございます。定量的にどの程度の量がそういった事例が発生するのかというようなところも見きわめまして将来考えてはまいりたいと思えますが、当面はそういった形で個別の窓口での対応というようなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） わかりました。私も早急につくってほしいという意味ではなくて、将来的にこういったことも含めて、やっぱり安全で安心して暮らすためには住民に寄り添った行政ではなければ

いけないだろうし、そういったみんなが安心して暮らすためにはやはりいろんな状況を知っておくということが必要だろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。帰還して公営住宅に入る方、それから自分のうちに戻る方いらっしゃると思いますけれども、今例えば訪問販売とか特殊詐欺事件などそういった場合に、訪問販売とすればいろんな販売、牛乳もそうでしょうし、今新聞なんかもそうでしょうし、いろんな勧誘が入ってくるのではないのかなというふうな懸念がございますので、そういった場合に行政として町側が、例えば押し売りお断りだなんていうステッカーありますよね。ああいった意味のステッカーをつくって、町に戻った方々に配布するなんていうことは考えているかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） ステッカーの前にお話ししますと、訪問販売とかそういうものはもちろん震災前においてもそういう相談事というのはありました。今言ったステッカーとかそういうものにつきましては、もちろん窓口である警察署とそういう状況があると考えられますので、しっかり相談して対応していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。玄関にそれを張っておくだけでお断りだという意思表示になるのだろうというふうに思いますので、ぜひ警察のほうとも協力してステッカーを配れるようお願いしたいと思います。それで、販売業者、いろいろ入ってきてくる中で、業者さんを登録制にするか指定制にするかで、町に立入許可というのはおかしいのでしょうか、そういった場合にいろいろ今度宅配業者も入ってくるのだろうと思うのです。そうすると、そういう方々と連携をして、逆に言えば見守りをできるのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺どうでしょう、そういった業者さんと連携をとるといような考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えします。

今議員指摘したとおり、そういう連携、宅配業者とか連携している自治体はあるとは聞いています。今後同様に対策として何が有効かということ、あらゆる有効策を考え、もちろん警察署とも相談しながら対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） ぜひ考えていただきたいというふうに思います。福島県は、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例という条例をつくっております。この条例に基づいて町単独で安全で安心な町づくりの推進に関する条例というものを制定してはどうかと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 条例制定につきましては、県、その他の団体等の状況も見まして検討をしてみたいと思いますが、今時点で条例制定しますというような明確なお答えは申し上げられません、検討させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） 先ほどから言っていますように、今度新たな町というか、富岡町には新たな町民が来る可能性がいっぱいありますよね。今現在でも産業委員の方々も含めていらっしゃるわけですから、そういった方々にこの町はこういう条例をつくって安心して住める町づくりをするのだという、そういうふうなことを示すための条例があってもいいのだと私は思うのです。ですから、その辺についてぜひご検討方お願いしたいと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ただいま議員おっしゃられましたように安全宣言とあるいはそういった意思表示をするためのということで、その辺も含めまして検討をさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） ぜひよろしくお願いします。本当に前向きな意見いただきまして、ありがとうございます。

12番に行きますが、町内の行政区を再編して、実態に見合った自治組織をつくってはどうかという私の提案なのですが、実は実際特例宿泊でも延べ人数で130人ちょっと、十何軒というふうな話を聞いておりますので、実際に今度解除されて、では何軒戻るとなったときに、その中で組織をつくれるかどうかというのは本当にわからない状態だと思うのですけれども。でも、やっぱりある程度のところで広範囲な区域を指定してもいいかと思うのですが、5軒、10軒集まって、そこである程度の地域として支え合いをしながら、やっぱり安全に暮らすということが必要ではないのかなというふうに思うのです。ですから、行政区の名前を変えろとかそういう意味ではありませんので、区域をある程度大きな網でくくって、その中で新たな小さい組織をつくって、その組織の連携をもって富岡町を安全に生活できるようにしていくというふうな組織づくりをどうかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 議員おっしゃられましたように、当分の間は段階的な帰町ということでございますので、従来の行政区の範囲で見ましても、もしかすると数人あるいは十数人というような住民が住まわれているというような状況になることも想定されてまいります。まずは、拠点地内に災害公営住宅等ができますので、まずそこは自治会というような組織を立ち上げていただくようにこちらからもお願いをしてみたいというふうに思っております。それから、周辺の地域で町民の帰還の状況を見まして、ある程度のまとまりを持って自治会というようなことについても町民の帰町の状況、判断を見ながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） ぜひそういった意味で一応考えていただいて、やはり安全で安心して暮らすためのものですから、そういうことも考えていただいて今後推進していただくようお願いしたいと思います。

あともう一点、先ほど避難道路とか避難施設とか設備等の話もありましたが、それについては今後の防災計画の中でいろいろ策定されるのだろうというふうに思っております。ただ、備蓄に関してはどの程度の備蓄量を持って備蓄していくのかとか、その辺の、あとは場所的に町民が点在しているのであれば、点在している町民の近くにも備蓄は必要ではないのかというふうに思うのですけれども、その辺についてどんなお考えか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答えいたします。

備蓄につきましては、町内での適切な避難場所、備蓄、資材の確保、方策をこれからということになります。当面は公共施設、避難所の復旧状況に合わせて備蓄したいと考えております。なお、備蓄品につきましては、現在は福島県が整備する四倉漁港から物資等を供給いただけるという形になっております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） 12項目いろいろ質問させていただきましたけれども、私としては今後戻町民のために町民みんなが、戻った町民みんながやっぱり支え合いをしながら、お互いに情報交換をしながら情報共有して、そして安全で安心して暮らせるように、そして災害に強い町づくりを推進していただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第5号 議員派遣の件についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めますが、なおこの件につきましては表の朗読は省略していただきたいと思っております。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

発議第5号 議員派遣の件について、ただいま事務局長からの朗読のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号 議員派遣の件については原案のとおり決しました。

次に、報告第9号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第9号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について内容をご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。報告書をごらんください。まず、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ赤字が生じていないため該当いたしません。また、将来負担比率についても充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、平成23年度から引き続き該当なしとなりました。実質公債費比率については、前年度7.9%から1.7%の減となる6.2%となりました。次に、資金不足比率についてはいずれの公営企業会計においても資金不足が生じていないため、該当はありません。なお、審査に付した監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりであります。

以上が平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の内容であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対しまして質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第10号 平成27年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、報告第10号、平成27年度富岡町継続費精算についてご報告申し上げます。

平成27年度において継続年度が終了しました一般会計、第8款土木費、第1項土木管理費、事業名、発注者支援業務委託料につきまして、年割額総額2,324万8,000円に対し、支出済額総額2,246万9,000円、差額77万9,000円の減額とし、精算いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号 平成27年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、13日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時13分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 早 川 恒 久

議 員 遠 藤 一 善

第 1 0 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年第10回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成28年9月13日(火) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第78号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第79号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第80号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例について

議案第81号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例について

議案第82号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

認定第1号 平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 86 号 平成 28 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 87 号 平成 28 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 88 号 平成 28 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 89 号 平成 28 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 90 号 平成 28 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 91 号 平成 28 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 92 号 平成 28 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 78 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 79 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 80 号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例について
議案第 81 号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例について
議案第 82 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
認定第 1 号 平成 27 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 平成 27 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 10 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	渡辺弘道君
参事兼 産業振興課長	菅野利行君
復興推進課長	深谷高俊君
復旧課長	三瓶清一君
教育総務課長	石井和弘君
いわき支所長	小林元一君
拠点整備課長	竹原信也君
統括出張所長	三瓶直人君

参 事 兼 生活支援課長	林	志 信 君
総務課長補佐	遠 藤	博 生 君
代表監査委員	坂 本	和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀	智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田	豊 一
議 会 事 務 局 任	藤 田	志 穂

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第10回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

○議長(塚野芳美君) 議案に入る前に議会事務局長と安全対策課長から発言を求められておりますので、順次許可をいたします。

議会事務局長。

○事務局長(志賀智秀君) おはようございます。開会に先立ちまして、議会事務局からご連絡申し上げます。

お手元のほうに町村議会議員研修会の開催についてという通知の写しとあと第10回全国原子力発電所立地議会サミット開催要領の写しを配付させていただいております。町村議会研修会につきましては、出欠の報告を議会事務局までお願いいたします。

また、原子力サミットにつきましては、参加に当たってのコメントを求められておりまして、コメントございましたら、記入用紙もあわせて配付させていただきましたので、こちらも議会事務局に提出お願いいたします。

議会事務局からは以上でございます。

○議長(塚野芳美君) 続きまして、安全対策課長。

○参事兼安全対策課長(渡辺弘道君) おはようございます。

一部で報道なされております東京電力第二発電所の核物質防護規定遵守義務違反について東京電力に現在説明を求めています。その内容について十分把握した上で町として適切に対応してまいります。

す。また、議会への説明につきましても十分調整してまいりますので、よろしく願います。
以上でございます。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第78号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。議案第78号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町教育委員会の委員、渡辺和夫氏が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に大和田勲氏を任命したくご同意をお願いするものです。

大和田氏は、昭和52年富岡町太田に生まれ、年齢は38歳、現在はいわき市常磐湯本町にお住まいです。平成12年東北学院大学経済学部、平成14年大原簿記法律専門学校を卒業後、株式会社タカラに勤務、その後富岡町の有限会社アド・プロ広芸社に勤務しておられます。この間、平成19年から平成25年までは、地域との協働により社会の発展に貢献する南双葉青年会議所の会員として活躍、また平成25年6月からはNPO法人チームふくしまに入会、福島ひまわり里親プロジェクトの中心メンバーとして、ヒマワリの種を通じて全国と福島和学校同士の交流や学校と地域の交流づくりなどを行っております。

このように大和田氏は、人格、識見ともすぐれ、行動力のある方であり、今まで培ってこられた豊富な知識と経験を、さらには2人の小学生を持つ子育て世代の意見を本町の学校教育や社会教育に生かしていくため適任と考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、山本育男君、10番、高野泰君、11番、黒澤英男君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成投票12票、反対1票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、皆さんにお諮りいたします。本来であればここでただいま同意されました大和田勲さんにご挨拶をいただくところではありますが、14日の冒頭でご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第79号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第79号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、滝沢勝利氏が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に阿久津守雄氏を選任したくご同意をお願いするものです。

阿久津氏は、昭和29年12月に本町にお生まれになり、昭和49年に旧国土建設学院を卒業し、同年民間企業に就職後、昭和52年から富岡町役場の職員として税務課長、産業振興課長などを歴任され、平成28年3月に退職となるまで40年近くご活躍され、年齢は61歳であります。

阿久津氏は、長年の行政経験を持ち、特に税務に対しての知識は豊富な方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

の件を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番、高橋実君、13番、渡辺三男君、1番、渡辺英博君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成13票、反対ゼロ票、

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例により本案についてはご挨拶を省略させていただきます。

次に、議案第80号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

なお、この件については、先ほどの全員協議会で説明を受けておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） おはようございます。議案第80号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例について内容をご説明申し上げます。

制定いたします条例は、福島復興再生特別措置法に基づき、事業計画の作成により交付される福島再生加速化交付金を帰還環境整備事業に要する資金として基金に積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき富岡町福島再生加速化交付金基金を設置し、基金の運用について定めるものでございます。

これまで本町においては、福島再生加速化交付金を単年度ごとの事業に係る所要見込額での事業申請をしてまいりましたが、今後災害公営住宅整備事業や産業団地整備事業などの複数年にわたる事業の実施を予定し、安定した財源の確保と効率的な事業の実施が必要であることから福島再生加速化交付金に係る基金を設けようとするものでございます。

ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

内容の説明は、以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 富岡町福島再生加速化交付金基金条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、この件につきましてもさきの全員協議会で説明を受けておりますが、別表が一部変更となっておりますので、本文の朗読は省略し、別表と提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興長より求めます。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） おはようございます。それでは、議案第81号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、避難されている町民の帰還後の買い物環境を町が整備し、かつての人々の往来、にぎわいを取り戻すために拠点地域内に設置される複合商業施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

それでは、第1条からご説明申し上げます。第1条において、設置は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設として複合商業施設を設置するものです。

第2条は、商業施設の位置を定めるものです。

第3条は、商業施設を構成する施設を定めるものです。

第4条は、商業施設の取り扱う業務の範囲を定めるものです。

第5条は、商業施設の管理を地方自治法に基づき指定管理者に行わせることができることを定めるものです。

第6条は、指定管理者が行うことができる業務を定めるものです。

第7条は、指定管理者を指定する際の手続について定めるものです。

第8条は、指定管理者が指定を受け管理を行う期間について3年と定めるものです。

第9条は、商業施設の使用、使用許可または不許可の場合の事項を定めたものです。

第10条は、使用の許可を受けた者の使用権譲渡の禁止について定めたものです。

第11条は、使用の許可を受けた者の使用許可の取り消し事項について定めたものです。

第12条は、施設使用区分ごとの使用料についての規定を定めたものです。

第13条は、特別事由による使用料の減免について定めたものです。

第14条は、施設使用後の整理及び清掃による原状回復に関し定めたものです。

第15条は、使用者による施設設備、備品等の損傷に対する損害賠償について定めたものです。

第16条は、この条例の施行に関し必要な事項を町長に委任することができるものとしており、また附則第1において施行日を規則で定める日としております。

また、附則第2においては、第12条第1項に基づく使用料について、その適用期間を指定管理者との協定期間と同様とし、今後の状況の変化に応じて見直しができることを規定するものです。

さらに、第12条関係の別表については、1、商業施設の使用料、2、貸し事務所施設の使用料をそれぞれ1平方メートル当たり1,000円とし、3、交流広場の使用料はさきのご指摘の踏まえ、利用者にとってもわかりやすく、また運用しやすいよう全日を昼間と夜間に二分し、1時間ごとの基本料金として規定したものです。

説明は、以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） 最後の表、これ前は使用1回につきということで、午前、午後で800円と1,000円と。今回1時間ごとに800円、夜間は1,200円という大分金額的に差があると思うのですが、その辺はどういうお考えだったのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

従前については、午前800円、午後1,000円、夜間1,200円という規定でございました。実際にこれは、この間いろいろなご指摘を受け、それで使用料1回につきという表現でございました。実質的には、全日と比べると時間帯でやらないとなかなか整合性がとれないということがございましたので、今回昼間と夜間の2つに分けました、まず。

あと昼間と夜間の違いについては、当然夜間については施設の電気料、光熱水費等々あるいは人件費にかかわる場合もございます。この間滞在するとかということがございますので、この辺は周辺の施設及びこれまでの町関係の施設等々を参考にした割合で800円と1,200円という形で決めさせていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） 交流広場の使用、これをもっと幅広くというか、誰でも使いやすくするのであれば、もうちょっと金額は見直してもいいのではないかなという気はするのですけれども。

例えば前回の資料だと1回につきで午前、午後で1,800円ですよね。今回昼間借りると800円掛けるで7,200円ぐらいになるのですけれども、随分差があると思うのですが、これはやっぱりみんなに幅広く利用してもらおうということの観点からいくともう少し金額は下げるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） この間の比較からすれば、全日が1万1,200円という形でございます。実際この間大変申しわけないことですが、その辺の仕組みについてうまくいっていませんので、皆さんからいろんなご指摘を受けたところでございます。

さらに、この使用料金なのですが、当面なかなか採算が合わないとか、当然公設民営でいろんな問題があると思います。ただ、これはずっとそういう形ではなくて、やっぱり将来的には少しでも採算性が上がるような形で持っていきたいというふうに考えております。ですから、当面これでなかなか使用がしづらいとかそういう場合であれば、その状況をよく考えて、これにつきましては最高限度額ということでございますので、将来にわたってはこのぐらい程度を取りたいという期待値も含めてございます。当面については、その現状を踏まえて、その範囲の中で運用という場合もございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 9番、山本育男君。

○9番（山本育男君） はい、わかりました。

では、これは最大値という考えでよろしいのですね。そうすると、使う場合に1項目、減免もありだとかとあるのであればいいのでしょうかけれども、それがなければ何らかの申請という形によってこの金額以下で使えるということよろしいのですよね。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおりで、ただそれはケースごととかばらばらにならないように規則等でその旨については定めて運用させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 使用の許可、そこでちょっと質問をさせていただきます。

夜の森公園なんかの場合に露天商、いわきあたりからの露天商が結構商売やりたがったのです。やっぱりこういったものも（1）で善良な風俗を乱すおそれが認められる場合はだめだというふうにならなくてあるの心配はしないのですけれども、やはり富岡商工会に加入しているお店屋さんとかそういったところは全然心配はないのだけれども、やはりお祭りだとか花火上げるとかそういうイベントのときにはいわきあたりの露天商の人たちがどどっと来たがるというようなことも考えられるので、そういったときにはできるだけ反社会的な勢力かどうか警察のほうにフィルターかけるようなことをしてほしいと思うのですが、その辺は多分やってもらえると思うのだけれども、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおり、当然幾ら商業施設とはいえ公設民営でございますので、その辺はやっぱり町内で混乱が起きたり、いろんなことが心配されることもある

と思います。ですから、議員おっしゃるとおり、その辺は何らかのと、どういう仕組みでというものはあるのですが、警察等々とも連携、これまでもしていると思います。そういったものをきちっと体制を整えてやっぱり審査なりその使用期間に当たっては慎重に行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この料金体系なのですけれども、今答弁聞いていると最大値がこの値段だよと、8時から20時まで借りて約1万円くらいになるのかな、これ。前から見るとずっと低くはなったのですけれども、減免措置というものありますので、いろいろ最大値の値段がこれだけというのはわかるのですが、町長が減免するのであればそれ低くするのは、例えばイベントでも一切利益の上がないイベントを行うとか、そういうときはもう減免で、ただまでできるのしょうから、それだったら構わないけれども、これを上限の値段として、町長が減免する以外に下げるようなことあっては私はずいのかと思うのです。だから、その辺をきちっとしておかないと町長全然関係なくじゃんじゃん下がっていくような状況も生まれますので。

先ほどの答弁だと最大値の利用料金だよということなものですから、町長の減免関係なしに低く決める場合ある可能性もありますので、その辺の捉え方どうなのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） ご説明が足りなかったのかもしれませんが。

まず、最大値だということは、この条例で定めるものは、指定管理者、使用料については最大限だという決めがございます。ですから、私が説明しているのは、この条例で定める場合には最高値を定めなさいということがございますので、まず最高値だということでご説明させていただきました。

あと運用というか、実際の適用についてですが、この間もご質問ありましたように、本当にボランティア活動とかいろんなそういうNPOで直接その利益はないのだけれども、町民のためとかという場合には基本、今ここでゼロとか何かと言わないですが、当然減免の対象になると思います。そのほかについても、これは通常指定管理者に減免規定を委ねる場合もあるのですが、今回については当面公設民営でとはいえ、利益がそんな上がる施設ではないので、当面は、当然直接町長のほうで使用許可の減免とかそういうものについては規定する取り扱いというふうに決めてございます。ですから、具体的な運用については、当然町長、執行部、町側でこういうケースの場合にはこの程度、こういうケースの場合にはこの程度、それでも判断がつかない場合には相談してくださいというような形で運用というか規則等で定めることになるとと思いますので、それに従ってそのケースで今度担当者の気持ちで上げたり下げたりということではなくて、そういう規定上できちっと定めて運用してまいりたいと思います。

以上です。

○13番（渡辺三男君） はい、了解。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。最後の附則の1のこの条例は、規則で定める日から施行するというふうになっているわけですがけれども、今減免の話とかいろいろ出ているわけですがけれども、この16条の町長が規則で定めるという規則は、当然規則をつくらないとこの施行ができないという附則になっているわけですがけれども、規則のほうはどのようなふうなスケジュールになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答え申し上げます。

実は、ここである16条の規則と施行の規則、ここで施行期日の条例で定める日から施行するという規則、同じくしてもいいのですが、通常は別でございます。当然運用する場合には、規則が定められていなければならないので、それは当然先行オープンまでの間には規則を施行させたいというのがまず16条でございます。

附則の施行期日、規則については、これは施行するための規則なのです。ですから、同じ規則と申していますが、内容は全く別でございます。法制執務上、今回のように11月下旬を目指しておるのですが、それ今工事中でございます。ですから、そのめどがついたときにこの条例を施行するという条文のみの規則を施行させるのが施行期日の規則でございますので、基本的には別物と考えていただいて、16条については早急にやっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、ですから減免云々のほうの規則、それはですからどのタイミングまでつくるのですか。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） その辺につきましては、当然11月下旬を目指していますので、それ前まで、10月中にはやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、議案第82号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についてその内容をご説明いたします。

今回の条例改正は、平成28年度中に受けた2件の指定寄附金2万2,500円を奨学資金貸与基金として積み立てするため所要の改正をしようとするものであります。

議案第82号別紙資料1ページ目をごらんいただきたいと思います。第2条第1項中基金の額、現行の原資3億4,670万5,000円を改正案、原資3億4,672万7,500円に改め、同条第2項中原資のうち現行の1,820万5,000円を改正案1,822万7,500円に改めるものです。

裏面の2ページ目をごらんいただきたいと思います。別表中、その他篤志家奨学基金20万5,000円をその他篤志家奨学基金22万7,500円に、計の欄中1,820万5,000円を1,822万7,500円に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者よりあわせて概要の説明を求めたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

認定第1号から第10号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、会計管理者より一般会計、特別会計あわせて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○参事兼会計管理者（佐藤臣克君） 平成27年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

議員の皆様にも前もって配付しております平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要説明書より説明いたします。

1 ページをお開きください。平成27年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきましては、出納閉鎖期日である平成28年5月31日をもって出納を閉鎖し、各会計の歳入歳出予算について調整、決算いたしました。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、関係書類を沿えて平成28年7月14日付にて町長に提出しております。

初めに、平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算の概要であります。1、歳入について、収入済額は155億9,170万6,398円で、予算現額156億9,692万4,000円に対して収入割合は99.33%となったものであります。調定額は159億7,747万8,817円で、調定額に対する収入割合は97.59%となりました。調定額に対して収入未済となったものは、町税3,759万2,359円、使用料及び手数料1,395万1,953円、国庫支出金3億2,537万3,368円、諸収入116万8,000円であり、総額は3億7,808万5,680円であります。

不納欠損額は、町税765万4,339円、使用料及び手数料3万2,400円であり、総額は768万6,739円となっております。収入済額のうち基金からの繰入金総額は24億4,246万6,703円となり、内訳は財政調整基金7億4,670万1,000円、滝川ダム建設対策基金1,717万2,907円、町勢振興基金2億円、災害復興基金7,790万3,960円、公共用施設維持運営基金8億5,000万円、双葉地区教育構想支援基金136万7,836円、東日本大震災災害復興交付金基金5億4,932万1,000円であります。

2、歳出について。歳出決算額は140億2,119万3,196円で、予算現額156億9,692万4,000円に対して89.32%の執行率となりました。50万円以上の不用額が生じたものは、議会費1件、総務費14件、民生費14件、衛生費5件、労働費1件、農林水産業費6件、商工費6件、土木費8件、消防費6件、教育費7件、災害復旧費3件、計71件ありました。不用額の総額は7億2,249万3,863円となりました。予算を流用したものは164件、6,030万4,000円。予備費を充当したものは2件、304万9,000円でした。

2ページをお開きください。3、実質収支の状況について。歳入総額155億9,170万6,398円、歳出総額140億2,119万3,196円、歳入歳出差引額15億7,051万3,202円、翌年度へ繰り越すべき財源6億2,786万4,741円、実質収支額9億4,264万8,461円、基金繰入額5億円。

4、財産等の状況について。平成27年度財産に関する調書は、決算書中160ページから167ページのとおりであります。

3ページをごらんください。平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から11ページの富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、3、実質収支の状況についてのうち実質収支額の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額3億5,019万3,140円。

4ページをお開きください。平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額947万211円。

5ページをごらんください。平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額2億9,415万2,662円。

6ページをお開きください。平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額1,183万252円。

7ページをごらんください。平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額305万7,275円。

8ページをお開きください。平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額2,336万7,121円。

9ページをごらんください。平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、実質収支額223万6,751円。

10ページをお開きください。平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算、実質収支額645万5,574円。

11ページをごらんください。平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額44万7,835円。

以上で一般会計及び特別会計の決算の概要について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 11時20分まで休議いたします。

休 議 （午前11時06分）

再 開 （午前11時20分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計もあわせて願います。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） それでは、皆様のお手元の平成27年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読いたします。朗読に際し、意見書中表の部分の朗読は省略いたしますので、よろしく願います。

1 ページをお開きください。平成27年度決算意見書。1、審査の概要。(1)、審査の対象。①、平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。⑦、平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑨、平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算書。⑩、平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑪、平成27年度における基金の運用状況について。

(2)、審査の期間。平成28年8月8日曜日、9日火曜日、10日水曜日までの3日間。

2、審査の基本方針。平成27年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財産の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的・経済的・合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に運用されているか。また、計数的に正確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にし

て審査した。

3、審査の結果。初めに、総合的な審査結果について、平成28年7月8日に町長から送付された平成27年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の諸表書類と一致し、正確であり、予算の執行については一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果をおさめたものと認めた。また、平成28年7月8日に町長から送付された平成27年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括。平成27年度一般会計及び特別会計の決算概要は、第1表のとおりである。平成27年度一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入247億1,241万321円、歳出219億7,922万3,098円となっており、予算現額244億7,219万3,000円に対し、歳入は100.98%、歳出は89.81%の執行率となっている。決算額を前年度と比較すると、歳入においては50億9,493万5,906円、25.97%の増、歳出においては45億8,232万5,703円、26.34%の増となっている。

財産指数、普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標の年度推移は第2表のとおりである。ア、財政力指数。財政力の強弱を示す手法として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間平均であり、この指数が1に近いほど財政力が強いと言われており、今年度は0.81となっている。

イ、経常収支比率。この比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示す。一般的に町村にあっては75%以内におさめることが妥当と言われており、本町においては81.8%で、危険範囲を超え、財政構造は硬直化している。

ウ、実質公債費比率。実質公債費比率は、標準的な一般財源の規模を示す標準財政規模の額に対して、普通会計の公債費に他会計や他団体に対する公債費に準ずる繰出金や負担金、補助金等を加えた実質的な公債費等の額が占める割合の当該年度前3年間の平均値で、元利償還等の財政負担の状況を示す指標である。本年度は6.2%となっている。

町債の現在高。平成27年度末の町債現在高は、一般会計で12億8,267万3,000円、特別会計で38億3,916万9,000円、総額で51億2,184万2,000円となっている。前年度と比較すると、一般会計で2億3,473万8,000円の減、特別会計で3億8,530万4,000円の減、全体では6億2,004万2,000円の減となっている。

審査内容。一般会計。一般会計決算収支の推移は、第3表のとおりである。平成27年度の決算額は、歳入155億9,170万6,398円、歳出140億2,119万3,196円であり、予算現額156億9,692万4,000円に対する執行率は、歳入99.33%、歳出89.32%で、歳入歳出差引額は15億7,051万3,202円となっている。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源6億2,786万4,741円を差し引いた実質収支は9億4,264万8,461円であり、地方自治法第233条の2の規定により実質収差額より5億円を基金に繰り入れしている。

一般会計歳入款別決算状況は、第4表のとおりである。

収入未済及び不納欠損。収入未済及び不納欠損については、第5表及び第6表のとおりである。収入未済及び不納欠損においても、町税が全体の半数以上を占めているが、収入未済額の平成26年度決算との比較では、町税は3,041万6,141円、44.72%の減となっている。納税相談や納税催告など不断の努力の成果は認めるものの、町税は財政基盤の根幹をなすものである。町税の効率的な収納対策を推移させるため、的確な税務処理にさらなる努力をお願いする。また、不納欠損制度は、言うまでもなく、真にやむを得ない場合の債権の消滅であるので、時効の中断等の手続を的確に行うなど不納欠損の減少に努めるとともに、税の公平負担や財源の確保の観点から未収とならないよう組織全体で確実な徴収を早期に努められるよう要望する。

歳出。一般会計歳出款別決算状況は、第7表のとおりである。不用額は7億2,249万3,863円となっている。予算の流用は164件、6,030万4,000円で、いずれも適切な流用措置がなされたものと認めた。予備費充当は2件、304万9,000円で、いずれも適切な充当がなされたものと認めた

特別会計。特別会計の決算概要については、第8表のとおりである。

各会計別収入未済及び不納欠損額。各会計の主な収入未済及び不納欠損額については、第9表のとおりである。一般会計と同様公金負担の公平性からもその削減対策は喫緊の問題であり、適正な法的対応も含め徴収の強化に努めるよう要望する。

6、補助金の審査について。継続補助金30種、新規補助金3種の合計33種の補助金を交付し、前年度比で4,087万1,744万円増の4億1,572万5,132円の交付額となっている。なお、震災の影響等により休止している補助金、交付金事業は34種である。この震災により個人への補助金交付がふえてきていることから、交付に当たっては税の滞納状況等を調査し、適正に執行するよう要望する。

7、基金の運用及び管理状況について。①、積立基金。積立基金数は20基金、基金総額は121億8,368万9,000円となっている。これは、前年度末基金総額113億398万6,000円に対し8億7,894万円増加した。なお、基金管理については、現在の経済状況及び金融情勢等を踏まえ、安定性・安全性をもとに計画的に行っており、また各基金それぞれ関係諸帳簿及び書証類等は適正に処理されており、管理も適正であることを認めた。

②、運用基金。運用基金数は5基金、基金総額は7億1,695万円となっている。これは、前年度末基金総額6億8,858万3,000円に対し2,836万7,000円増加した。各基金に係る関係諸帳簿及び書証類等は適正に処理されていると認められたが、基金の性質上債権管理並びに事務管理にはより慎重を期されたい。

8、財産に関する状況について。一般会計及び特別会計の公有財産における決算年度中の収支及び現在高について関係書類により調査した結果、各財産の年度末の現在高は適正であることを認めた。

むすび。今回の決算審査は、例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか、また条例や規則などの例規を遵守し、厳格さを持って事務執行に努めているかに着眼し審査を行った。全

町避難から6年目を迎え、町民の生活はある程度の落ちつきを取り戻しているものと感じられるが、東日本大震災と原発事故という未曾有の大災害により本町は、膨大な復旧・復興事業の遂行と全国に避難した町民の生活様式と価値観の大変換による量的にも質的にも前例のない行財政手法を模索しなければならない状況下であり、既存の枠組みでは到底対応できない有史以来の大変革を迫られていると言える。このような中、現行の行財政運営においては、平成29年4月の帰町に向けた多くの事業が展開されているところであり、予算規模は156億9,692万4,000円と過去最大の規模となっているが、平成27年度の予算執行はおおむね適切に事務処理を行っていると感じた。特に全町民を対象とする補助金交付事業や避難生活支援事業は、各種交付要綱などを遵守し、適切に執行されていると評価する。また、財政状況においては、実質公債費比率が6.2%と年々減少しており、町債においても一般会計、特別会計を合わせた現在高の総額は51億2,184万2,000円で、前年度より6億2,004万2,000円減少するなど着実に財政の健全化が図られているものと判断する。

その一方で、歳入決算総額における収入未済額は3億8,833万725円、歳入欠陥額は1億521万7,602円、不納欠損額は1,143万712円となっているが、繰越予算充当財源を除き、収入未済は税の公平負担と受益者負担の公平性を確保するという観点からも、担当部署が抱える滞納者の状況等の情報を各課共有し、行政組織内の連携を強化するとともに、滞納整理にかかわる相互調整を行う担当部署を設置するなどして滞納を少しでも減らす努力を引き続き要望する。

また、当該年度において生じた歳入総額における歳入欠陥は、ひいては会計における赤字決算を招来する危険性をはらんでいることから、安易な歳入欠陥は厳に慎むとともに、公正な予算要求と執行管理に努めるよう財政規律の遵守とチェック体制の強化について改善を求めるものである。

歳入においては、一般会計における予算未執行額の割合が4.6%で、前年度に対し2.32ポイント増加し、不用額は総額の7億2,249万3,863円となっている。不用額を出す原因は、過大な予算の積算によるもの、契約差金が生じたもの、事業の改善や工夫をして節減によるもの、他官庁との協議によるおくれ等で事業未了となるものなどが考えられるが、支出見込みがないにもかかわらず減額補正せずに放置することは、予算の再配分を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、かかることのないよう最後まで丁寧に予算管理を行う必要がある。

このようなことから、既成の事実にとらわれず、新しい視点に立った事業計画を作成し、より精密な更正及び追加などを行い、適切な補正予算・決算にしていくという予算主義の原則を遵守しないと事業の効率化や担当部署の正確な事業評価ができなくなるおそれがあるので、既知の要件をもとに各事業要件を加えて数値化させ、事業計画を再整備するよう強く求める。

帰町目標時期を目前に控え、町に帰ることを望む町民、新たな土地での生活を望む町民、一時期他の市町村で暮らした後いずれかの時期には帰町を考えている町民とそれぞれのニーズに応えるためには、より柔軟な創意と工夫、そして前例にとらわれない決断力と実行力が求められている。予算規模が増大する中、予算編成に当たっては周到な事業計画に基づく精緻な積算を行い、その執行に当たっ

ては最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。また、さらなる厳しい予算管理と事業効果の精査を行うことにより、生じた資金を新たな事業の実施財源として速やかに振りかえるなど適切な事務処理の継続を望み、平成27年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、こりより審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査行い、その後に総括審査をいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

12ページをお開きいただきたいと思えます。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 56、57ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 60、61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 62、63ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 64、65ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 66、67ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 68、69ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 70、71ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 72、73ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 74、75ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 76、77ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 78、79ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 80、81ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 82、83ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 84、85ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 86、87ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 88、89ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 90、91ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 92、93ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 94、95ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 96、97ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 98、99ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 100、101ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 106、107ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108、109ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。6款の農林水産業費のところでは不用額が3,100万円ほど出ておられるわけですが、この中で農業費のところでは特に多く、そのほとんどが出てはいるわけですが、この不用額のところについてちょっとご説明をください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 農業振興費ということで、実は営農再開事業等々で、いわゆる管理保全、水田の管理保全、結局農地が環境省のほうから戻りまして、それを管理保全する事業がございます。

ところが、昨年度ご存じのように客土問題等がございまして、本来であれば4月に戻ってくる分が最終的には2月になってしまったということがございます。その分執行できなかったものですから、その分が大幅に上がってしまったということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 執行できなかったということで、補正がきちっと結構な額で出ていて、なおかつそれでまた3,000万円の不用額というだったので、ちょっと質問したのですが、農地が実情どおりに戻ってこなかったということですので、それに関しては理解できますが、できれば3月補正で出していたかったなという気がしますので、その辺については3月補正でなぜ出せなかったのか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 大変申しわけございません。

それで、実は2月段階で戻ってきましたので、各組合というかブロックのほうにあとどのぐらいできますかというふうにヒアリングさせていただきました。その結果、3月には結構やりたいという話でございましたのでそのまま残したのですが、実質は22ヘクタール程度しかできなかったという実績がございます。この辺は、各ブロックと我々のこの調整がちょっとまずかったのかなということもございまして、実質的にはそういう形で残ってしまったということで、大変申しわけなく思っております。

す。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 116、117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 118、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 124、125ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ここも2項の道路橋梁費の2目のところで道路維持費というものが2,200万円強の不用額が出ているのですけれども、ここに関しましてちょっと説明をください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えいたします。

こちらは、町道の管理委託料ですので……これは工事が3月までかかるということで、ある程度請け差もありますし、あと変更ということでちょっと残しておいたのですが、不用になったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○6番（遠藤一善君） いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 128、129ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。129ページの一番上のところなので、済みません、4の都市計画費の5の防災推進費のところになろうかと思うのですけれども、17の公有財産購入費ということで、これも3億円弱の不用額が出ているのですけれども、これについてもちょっと説明をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

この公有財産購入費につきましては、防災集団移転事業に伴う移転元地の買い取り事業でございます。12月補正で予算を計上したものでありまして、3月、年度いっぱいその用地、川北で約4.5ヘクタールで、川南については全体の20%、7.1ヘクタールほどを購入する予定で12月補正上げさせていただきました。新規事業でございます。実際購入できましたのが川北の約1.4ヘクタールでございます。残りにつきましては、事業がなかなかタイトであったということで、買い取りができませんでしたので、その分がこの金額残っております。

主な事業は、防災集団移転事業の用地買い取りの未購入費でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 少ない人数で用地交渉ということで、買い取り交渉ということで、大変なのだとは思いますが、スムーズにオーケーがもらえなかったということも想像できるのですけれども、その辺についてはスムーズに進んで、人が足りなかったということと相手方との用地交渉がうまくいかなかったということはあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

川北につきましては、当初より仮置き場になっていないということもございまして、私たちのほうで地権者のほうに用地を譲っていただきたいというお話をさせていただいたところでございますが、税の控除等もございまして、川北と川南に土地をお持ちの方は1回きりということだったもので、なかなかそちらのほうで調整が付きませんでした。

川南につきましては、議員もご存じのように、仮置き場にまだ借りられているということで、そちらのほうの環境省との調整も調わなかったもので、実際の購入というものはなかなか進まなかったところでございます。今年度につきましては、そちらのほうも踏まえながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、130、131ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 132、133ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 134、135ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 136、137ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 138、139ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 140、141ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 142、143ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 144、145ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 146、147ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 148、149ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 150、151ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 152、153ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 154、155ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 156、157ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 159ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 160、161ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 166、167ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 所管なのですが、ちょっと政策的なことで町長に聞きたいのですが、107ページの003環境クリーン化事業で、ここに予算はのっているのですが、今まで富岡町は環境クリーン化事業で牛の処理とかあとは太平洋ブリーディングの豚の処理とかしてきましたが、今いろいろ状況を聞きますと、イノシシの処理がなかなか手間取っているような状況で、当町でも離れ牛の処理に関しては大分進みましたが、民有地に埋まっている部分が進んでいないのです。本来であれば行政に協力した部分を先に処理するのが筋だと思うのですが、公共用地に埋まっている部分はほとんど処理済み、民有地の協力してくれた土地のものは予算がつかなくて処理されていないという状況になっておりますので、まず1点はその処理の今後の政策的な処理の仕方を教えてください。

あとは、文化センターの施設の中にイノシシの処理したものが埋まっているのですが、我が町では29年3月解除になれば、やはり行政が戻ってあの文化センターの一連の施設が重要な施設になろうかと思うのです。体育施設で言っても、学校の体育館とか夜の森公園のグラウンド、また総合グラウンドも使えないというような状況であそこだけがつなぎのもとなのかなと思うのですが、そこに放射能、ベクレルの強いイノシシが埋まっているということで、今後やっぱりそこが大きな問題になってくるのかなと思いますので、その処理の方法なのですが、今いろいろ広域で燃そうとか仮設焼却炉で燃そうとかいろいろな案は浮かんでいると思いますが、その状況をもう足踏みしているような状況ではないと思うのです。もう来年の4月ということは、もう目と鼻の先に来ているのです。

我が町では、クリーン化事業で先ほど言ったように牛とか豚とかは順調に処理してきたのですが、ここに来てその処理がとまっているような状況で、広域で燃すとするのであれば、広域でじゃんじゃん燃せばいいのかなと思うのですが、広域のほうで委員会で質問したところ、なかなかやっぱりそういう施設になっていないから燃せないのが現状だと、うまく処理できないのが現状だという答弁返ってきましたので、仮設焼却炉も環境省のエリアなものですから、それもやっぱりごみ燃す施設ですからかなり無理かなと思うのです。今後やっぱりスピーディーに処理していくのにはどういう方法を考えていくのか。これは、もう富岡1町の問題ではなくて、8カ町村の問題なのかなと思うのですが、首長会議あたりでどのような話になっているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） まず、お答えいたしたいと思います。

まず、牛の件でございます。牛の件につきましては、議員ご存じのとおり、町有地に埋めたものについてはクリーン化事業でちゅうかトンネル付近とか漁港にあった157、277頭は処理しております。

問題は、私有地に残った部分なのですが、これは当然総理大臣のほうから県知事に処分の命令が来たので、実際環境省と県のほうでどちらが処分するかというものを協議と言って2年も続けていたのでは協議になるかどうかわからないのですが、実際国と県でやるような形になっています。やっとそのことについて、先週なのですが、ほぼほぼ国と県の役割は、役割というかどの部分からやるかという役割は決まったので、それを議会明けの13日には町のほうに説明に来たいということでございます。これまでは、国でやるか県がやるかがなかなか話がつかなかったので、おくれたという現状があるのですが、やっと今動き出しているということなので、これについても町としても早急にやるように、処分していただくように申し入れていって速やかに行っていただきたいと思います。

あとグリーンフィールドと東風荘のイノシシですが、イノシシのほうについては、9月の補正予算で今おっしゃったようにクリーン化等でなくてYM菌を使った形で処理するように、今年度中にかどうか、早く処理するように予算を計上させていただきました。これも町事業と国事業があるのですが、国は国で自分らでやっていてその焼却炉で燃やせるということもあるのですが、あとベクレルによりますが。今焼却炉については、いずれにしても国も県も町もそうなのですが、南部のほうと今話し合いをしております。町に限って言えば、クリーン化でほぼほぼ土になっていきますので、生体を燃やすのとはまた違うので、これは処理場のほうとも協議はしなければならないのですが、うちのほうはクリーン化を予算で認めていただいて土に近い状況に持っていけば、そこで8,000かどうかを区別して、あと一つの方法として当然南部と。8,000を超えれば今の仮設焼却に持っていくというようなことで早急に処分したいと思っています。

済みません、東風荘には141頭、グリーンフィールドには502頭いますので、その合計について対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からは、補足して説明します。

委員会でもちょっとご議論があったところなのですが、この問題については今課長申し上げましたとおり、富岡町が一番危機意識を持って2年前から調整を進めてきていたところなのですが、結論から言うと、今13番議員のお話のとおり、十分な、一定な前進はありますけれども、十分な最終的な処理方針まで含めた方向の決定あるいは国、県、市町村の役割決定までは至っておりません。

つきましては、先週ですか、9日に富岡町が国の本省からも来てもらいましたし、環境省、あと県の関係機関、農林水産部中心なのですが、集めて会議を持ちました。来週、今月中には広域圏との打

ち合わせを持ちます。いずれにしましても、富岡町は帰還を目指しますし、議員ご指摘のように町有地だけではなくて私有地、私有地が一番の課題だと思います、人様の財産を制限していますので。その対応は、役割分担早く決めてやるということ。あとは、グリーンフィールド等々もこれも我々帰還して重要な施設でございますので、いつまでも埋設箇所を拡大するというこの状況を看過することはできないという危機意識は十分関係機関には伝えてあります。

いずれにしましても、今結論じみたことはまだありません。短期的、あと中、長期的にどうするのかというのはしっかりと考えていかなければならないので、これは富岡町が双葉郡でも一番危機意識を持って解決に向けて取り組んでまいる覚悟であります。

また、あと29年4月までにできるもの、できないもの、いろいろあろうかと思いますが、一定の前進は導き出したいという考えであります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

委員会のときから見ると大分前進しているようで、私も安心しましたが、とにかく副町長が言ったように、民有地に関してはもうあすにでもやってもらわなければ困ると、そういう状況が見えていますので、ぜひ今後努力方お願いしたいと。

あと町有地に関しては、やっぱり文化センター周辺は重要な施設ですので、あの辺の状況を見ると非常に情けないような状況になっています。屋根があって、その施設の中にも埋まっているのであれば雨風関係ないですが、どういう状態になっているかわかります。もうすごいです、状況を見ると。あそこを除染して体育館生かすとか文化センター使うとか、もう考えられないような状況になっています。野球場もそうです。室内の広場もそうです。あそこから30メートル、50メートルのエリアにそういうものがあつたのでは帰町など考えられなくなってしまうので、ぜひ国から予算いただいてやるなり、早急にやらないと。というのは、富岡の解除になっても、ああいう姿見たら帰町する人なんかいなくなってしまう。もうあそこから下流なんかはもう全く汚染水で犯されているような状況だと思います。雨降れば死骸がぷくぷく浮き上がって、そこから水が流れていっているような状況ですから、まさにひどい状況です。これは、環境省、復興庁なりの予算で処理しようとしているのですが、お金が出ないから処理できないという理論にはならないと思います。これは、もう一般財源投入しても、やっぱり年度内には私はやるべきだと思います。そういう状況が生まれていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおり、我々も早急に対応したいと思っております。

先ほど申しましたように、今回の補正予算にそのグリーンフィールド等も含めまして、今言ったよ

うに悪臭とか何かが大変だということでございますし、衛生上の問題もあるので、通常の方法よりはYM菌を使って対応したほうがいいたろうという判断のもとに補正に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員が今ほどのお話は、富岡町が来年4月の帰還を目指す上ではこれ是非でも処分をしていきたいというふうを考えておひまして、広域圏の中でもお話をしているわけですが、なかなかこの状況というものが8カ町が全て同じような条件でないために、議論が進まない点もあります。

そういう意味では、町としてこれらのものをしっかりと取り組んでいきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、よろしいですか。

○13番（渡辺三男君） はい、終わります。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお諮りします。

まだ総括がありますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1人。あとは、まだほかもありますか。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時09分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

質疑に入る前に、安全対策課長から発言が求められておりますので、発言を許します。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） ご報告いたします。

明日定例会終了後全員協議会で核物質防護規定の違反について東京電力より説明を求めることとなりましたので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） それでは、午前に引き続きまして総括での質疑を賜ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。先ほども質問しまして、不用額が。それぞれ理由があるかと思うのですが、これからもいろんな町の単独だけではなくて、県とか国とのすり合わせが必要になってくる部分あるかと思うのですが、やはりなるべくそういうわかっているものは3月の補正予

算のときにきちっと補正をかけるという形で進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 監査委員の指摘にもございましたように、不要な予算につきましては早期に削ってほかの事業に充てるということもございますので、総務課としましてもその辺きっちりと査定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ちょっと先ほど質問しそびれたのですが、101ページの県内外避難者交流事務諸経費ということで、業務委託されているということなのですが、主に県外の事業をやられていると思うのですが、実際にこの内容についてもう少し詳しくちょっと具体的に教えていただきたいのですが。人員何人ぐらいかとどんな感じの事業をされているのかをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、県内外避難者支援事業につきましてご説明させていただきます。

これにつきましては、一昨年より始めている事業でございますが、さいたま市のほうに富岡町での町民の、県外に避難される町民の方の支援事務所というものを設けまして、埼玉県労働者福祉協議会というところに委託してございます。この委託料がこの金額になってございますが、現在4名の復興支援員を配置いたしまして、昨年度は埼玉県、それから東京都、千葉県といった関東圏を中心に戸別訪問等をしてございます。昨年度につきましては、600世帯から700世帯の戸別訪問もしくは電話による確認等を行ってございます。そのほかにも北海道にお住まいの方からぜひ来ていただいて我々の話を聞いてほしいというふうな話もありまして、北海道にも訪問してございます。そのほかにも、戸別訪問のほかにも交流会等を行っておりまして、町民を集めた首都圏での交流会、それから町で行っているイベント、例えば復興への集い等につきまして東京、埼玉からバスで向こうに避難されている方を町の行事に参加していただくようにバスでこちらに送迎したりとかそういったことをやってございます。

一応県外避難者支援拠点事務所の活動につきましては、以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） こちらに関しては、なかなかやはり県外は情報も少ないということで、いいことだとは思っているのですが、やはり1年間で600から700程度ということでなかなか回り切れないということもあるのですが、どちらかというやはり高齢者向けなのかなという感じはするのですが、若い世代の方なんかはどこに相談していいかわからないとかそういうこともあると思うのですが、こ

の辺の活動のPRというものはどのようにされているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 活動の状況につきましてですが、昨年度につきましては一応対象をある程度絞るような形で、65歳以上の高齢の方がいるような世帯、それから5歳以下の幼児がいる方、そういった世帯を中心にまずは訪問していいですかというふうな電話かけを行って、状況を確認しながら必要な世帯には訪問するという形で、電話かけ等につきましてはほぼ全世帯に行っておりますが、実際に訪問したのはこの600世帯という形になってございます。そのほかにも全国に避難されておりますので、関東圏以外のところにも電話かけをいたしまして状況を確認しながら、どうしても必要な場合には直接出向くという形で支援をしてございます。そういった形で、高齢の方だけの世帯とか小さな子供さんがいる世帯、そういったところを中心に昨年度は事業を実施いたしました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 高齢者とあとは小さい幼児等ということはわかるのですが、やはりこういった事業2,900万円強の事業費を出されているということですので、ぜひ相談したいけれどもできないという特に県外の町民の方にも相談乗ってもらえるような体制づくりをするためにも、例えば広報紙とかにそういった形で載せるとか、そういうこともやるべきだと思うのですが、その辺に関してまではやるおつもりはないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 活動のPR等につきましては、県外に避難される方が対象ということで、県外に送る町の広報紙と一緒にそういった案内等は送ってございます。そういった形で周知はしておりますが、なお一層皆さんにこういった活動が周知されますようにPRに努めてまいります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 平成27年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法につきましては、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

178ページをお開きください。178、179ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 204、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。

212ページ、213ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 214、215ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 216、217ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 218、219ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 221ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 222、223ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

230ページをお開きください。230、231ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 236、237ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 238、239ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 241ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 242、243ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

250、251ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 259ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 260、261ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

268、269ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

280、281ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 282、283ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 284、285ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 286、287ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 288、289ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 290、291ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 292、293ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 294、295ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 296、297ページ。ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 298、299ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 300、301ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 303ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 304、305ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。
質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
それでは、認定第7号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件
を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

312、313ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 314、315ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 316、317ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 318、319ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 321ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

328、329ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 330、331ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 332、333ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 334、335ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 337ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 338、339ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第9号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

346、347ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 348、349ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 351ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第10号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時20分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一

第 1 0 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年第10回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成28年9月14日(水) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第1号)
議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

追加日程第1 議案第93号 動産の取得について

追加日程第2 議案第94号 工事請負契約の変更について

日程第3 委員会報告

- 1、総務常任委員会報告
- 2、産業復興常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会報編集特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

○出席議員(14名)

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	山本育男君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	宮本皓一君
副町	長	齊藤紀明君
副町	長	滝沢一美君
教育	長	石井賢一君

参事兼 會計管理 者	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	渡辺弘道君
参事兼 産業振興課長	菅野利行君
復興推進課長	深谷高俊君
復旧課長	三瓶清一君
教育総務課長	石井和弘君
いわき支所長	小林元一君
拠点整備課長	竹原信也君
統括出張所長	三瓶直人君
参事兼 生活支援課長	林志信君
総務課長補佐	遠藤博生君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 会事務局局長	志賀智秀
議事 会事務局係局長	大和田豊一
議事 会事務局主任	藤田志穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第10回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○教育委員就任の挨拶

○議長(塚野芳美君) 次に、日程に入るに先立ち、去る13日の本会議において教育委員の任命につき町長から提案され可決されました大和田勲さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

大和田勲教育委員、ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員(大和田 勲君) 皆さん、おはようございます。

このたび教育委員にご指名、ご同意いただきました大和田勲と申します。本日は、このように挨拶をさせていただく機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

東日本大震災から5年以上を経過した今も富岡町の置かれている環境は、教育に限らず、さまざまな分野で問題や課題があり、これからどうしていくかが問われている状況だと感じています。そのような中で教育委員を任される、その責任の重さを感じております。今後富岡町の教育にかかわっていく中で、子供たちの笑顔があふれる、明るい、希望を持てるような教育環境づくりに少しでも貢献していきたいと考えております。

まだまだ非才で弱輩者ではございますが、皆様のご指導、ご協力をいただきながら与えられた職務を果たし、この町の発展のお役に立ちに少しでも貢献していきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(塚野芳美君) ありがとうございました。

ご退席ください。

〔教育委員(大和田 勲君)退席〕

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 高野 匠 美 君

3番 渡 辺 高 一 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(伏見克彦君) おはようございます。それでは、議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、当初予算の編成から半年が経過し、その後生じた諸事情に対応するため、町政執行上必要とされる経費について既定の予算に歳入歳出それぞれ20億9,499万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ222億9,453万6,000円とするものであります。

初めに、歳入の主な内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第1款町税545万3,000円の増額は、それぞれ見込みにより第1項個人町民税3,240万8,000円の増、第2項固定資産税2,901万8,000円の減、第3項軽自動車税206万3,000円の増によるものでございます。

第8款地方特例交付金については、減収補填特例交付金の額の確定により10万6,000円の減額補正となったものであります。

第9款地方交付税については、普通交付税の額の確定により8,217万3,000円の増額補正となったものであります。なお、今年度の普通交付税の総額は、対前年比で9,142万3,000円の減となる4億5,796万

6,000円となりました。

第12款使用料及び手数料15万8,000円の増額は、第1項使用料において公園使用料13万7,000円の増、第2項手数料において在宅老人短期保護手数料1万7,000円の増などによるものです。

第13款国庫支出金16億4,058万1,000円の増額は、第2項国庫補助金において福島再生加速化交付金12億1,170万6,000円の増、第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金2億7,056万3,000円の増及び福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金1億3,717万6,000円の増などによるものです。

第14款県支出金4,775万円の減額は、第2項県補助金において当初予算に計上いたしました原子力災害対策雇用支援事業を福島県緊急雇用創出事業へ移行するため、原子力災害対応雇用支援事業補助金6,516万1,000円の減。さらに、移行した緊急地域雇用特別補助金1,228万4,000円の増などによるものでございます。

第15款財産収入7,686万8,000円の増額は、4ページをごらんください。第2項財産売払収入において、国際共同研究棟設置に係る土地売払収入4,686万4,000円、リフレ富岡解散に伴う出資金返還金3,000万円、合わせて7,686万4,000円の増などによるものです。

第16款寄附金3億8,139万3,000円の増額は、リフレ富岡からの一般寄附金8,109万7,000円の増、再生可能エネルギー寄附金2億9,610万円の増などによるものです。

第17款繰入金については、第1項で過年度精算に係る特別会計繰入金2,601万3,000円を増額した一方で、第2項基金繰入金において災害復興基金繰入金3,240万5,000円の増に対し、財政調整基金繰入金5億617万4,000円の減、復興交付金基金繰入金1,873万8,000円の減などにより基金繰入金4億9,165万7,000円を減額したことにより繰入金総額で4億6,564万4,000円の減額となったものです。

第18款繰越金については、平成27年度実質収支額9億4,264万8,000円のうち、地方自治法第233条の2の規定により5億円を財政調整基金に積み立て、残額から既計上予算額5,000万円を控除した3億9,264万8,000円を増額補正したものであります。

第19款諸収入、第4項雑入2,921万7,000円の増額は、原子力事故損害賠償金2,832万6,000円の増などによるもので、歳入合計20億9,499万1,000円の増額となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。5ページをごらんください。第1款議会費39万6,000円の減額は、人事異動に伴う給与費の減によるものです。

第2款総務費、第1項総務管理費14億2,592万4,000円の増額は、準備宿泊に係る警備委託料2,860万円の増のほか、役場庁舎重機、備品購入費1,730万4,000円の増、福島再生加速化交付金基金積立金12億3,842万9,000円の増、町勢振興基金積立金1億1,495万円の増などによるもので、第2項徴税費においては町税賦課システム管理委託料、第3項戸籍住民基本台帳費では、被災証明書システムや広域交付事業のシステム開発委託など委託料を増額したことなどにより総務費合計で14億3,858万5,000円の増額となりました。

第3款民生費、第1項社会福祉費2億5,746万7,000円の増額は、総合福祉センター施設管理費として機能回復工事及び備品購入費など2億3,062万6,000円の増額によるものです。

第2項児童福祉費1,465万9,000円の減額は、人事異動等に伴う給与費等の減額によるものであります。

第3項災害救助費は、準備宿泊に伴う一時宿泊所運營業務委託料5,472万円の増額などに対し、生活支援バス運行委託料4,163万7,000円の減、人事異動に伴う給与費の減などにより合計179万円の減額となったもので、民生費合計では2億4,101万8,000円の増額となったものであります。

第4款衛生費2,912万3,000円の増額は、第1項保健衛生費において浄化槽設置補助金569万8,000円の増、保健センター施設機能回復工事設計委託料1,498万5,000円の増などにより2,364万3,000円を増額し、第2項上水道費で双葉地方水道企業団負担金548万円を増額したことによるものです。

第5款労働費につきましては、歳入でも申し上げましたが、原子力災害対応雇用支援事業を福島県緊急雇用創出事業へ移行するため5,287万6,000円の減額となっております。

第6款農林水産業費2億6,712万5,000円の増額は、第1項農業費において一時埋却鳥獣処分委託料2億745万8,000円の増、ため池等放射性物質調査委託料5,500万円の増などに対し、農業集落排水事業特別会計繰出金1,220万円の減などにより2億6,501万5,000円を増額し、第2項林業費において松くい虫防除経費200万円を増額したことによるものです。

6ページをごらんください。第7款商工費につきましては、商業拠点施設整備事業において建物総合管理業務委託料、改修工事費及び備品購入費など1億3,385万8,000円の増、再エネ復興まちづくり基金積立金2億9,610万円の増となる一方で、土地購入費1億688万3,000円を減額したことなどにより3億3,105万1,000円の増額となりました。

第8款土木費につきましては、第2項道路橋梁費において橋梁補修工事費、道路維持管理工事費など5,440万円を増額し、第5項住宅費において災害公営住宅購入費など4,454万5,000円を増額した一方で、第4項都市計画費において曲田区画整理事業、蛇谷須特環下水道事業、公共下水道事業の各特別会計への繰出金3億1,445万2,000円の減額に対しまして、津波被災に係る移転先住宅建設等助成金4,740万5,000円の増額などにより2億6,426万円を減額したことにより、土木費合計では1億6,620万円の減額となったものであります。

第9款消防費につきましては、防火水槽の移設工事費及び防犯カメラサーバーのアップグレードのため費用を1,018万5,000円を増額したものであります。

第10款教育費につきましては、人事異動に伴う給与費988万7,000円の増のほか、成人式講演委託料、文化交流センター及び体育施設再開に伴う電気保安業務委託料などの増額により総額で837万4,000円を増額となったものであります。

第11款災害復旧費1,099万8,000円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費において漁港災害復旧事業に係る管理委託料500万円を増額したのに対し、第2項公共土木災害復旧費において人事異動に

伴う給与費の減などにより1,599万8,000円の減額となったことによるものであります。

以上のことから、歳出合計を20億9,499万1,000円の増額補正といたしましたものであります。

次に、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費についてご説明をいたします。第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、総合福祉センター機能回復事業、金額2億2,466万円並びに第10款教育費、第6項保健体育費、事業名、体育施設機能回復事業、金額2億4,800万円につきましては、年度内の完了を目指すものの、期間が短く、年度をまたぐ可能性があるため繰越明許費を設定するものであります。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為についてご説明をいたします。富岡町災害公営住宅整備事業（第2期整備分）については、設計、造成、建築を一括で発注し、竣工時に買い取り契約を結ぶ買い取り型での整備とするため、期間を平成28年度から29年度まで、限度額を38億3,200万円として債務負担行為を設定するものであります。

以上が今回の補正の概要であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

12ページをお開きください。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 35ページの一時立ち入り事務諸経費の一時宿泊所運營業務委託料についてお伺いします。

先日の委員会でも軽く説明いただいたのですが、この5,472万円の委託料の金額だと思うのですが、この料金を出した根拠と業者の選定方法とこちらの支払い先というものはどちらになるのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、まず1点目の委託料5,472万円の算出根拠でございませうけれども、まずこれにつきましては1泊当たりの料金にそのホテルに宿泊する最大の人数、それに稼働日を掛けて消費税を掛けた数字になっております。1泊当たりの料金につきましては、富岡町ホテル、旅館等の料金を調査した結果、シングルで5,500円程度、ツインで4,500円から5,500円程度ということで、1泊当たり5,500円ということで、1人当たり5,500円という数字を設定してございます。

それから次に、宿泊者数につきましては、このホテルが最大収容53名ということになってございませうが、これにつきましては稼働率を90%と想定し47人ということで計算してございませう。これにつきましては、現在行っておるほかの寄宿舍等の稼働率95%から90%の稼働率というのが妥当だというふうに考えて90%を設定してございませう。また、稼働日につきましては、9月17日から宿泊始まりますので、そこから今年度内、3月31日までの196日分を掛け合わせまして、消費税を掛けた結果の数字が5,472万円ということになってございませう。

生活支援課からは以上でございませう。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問の後段の事業者どういうふうに決定したかというところでございませうが、我々といたしましては一つ条件をさまざま、設定条件、決定条件をさまざま設定いたしまして、1つ目、その事業期間内に30部屋以上の個室を提供できるということが1つ。それから、準備宿泊として活用できる。寄宿舍と併用しないということがもう一つの条件。施設内にトイレ、浴室

が設置されているというところ、共同か否かは問わないにしてもトイレ、浴室があるというところが1つ。それから、周辺に10台以上の駐車場を確保できるというところも1つ選定の条件としました。もう一つは、周辺に日常的な買い物環境があるというところから、済みません、町内寄宿舍、それから宿泊再開されている事業者様を今の条件に当てはめていったところホテル芳門が全て条件を満たすというところで選定しました。

なお、寄宿舍管理組合の方々にもこのことを条件を提示しながらご相談をしたところ、条件満たすホテル芳門さんで支障がないだろうというようなアドバイスもいただいているというところを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 算出根拠と業者選定方法についてはわかりました。

ただ、稼働率90%というのは、周りの情勢を見てということなのですが、それはあくまで作業員が入っての話でありますので、これと町民がリンクするということはありませんので、90%というのはちょっとおかしいかなとは思いますが。

あとやはりこの単価について、5,500円ということですが、あくまでこれ素泊まり料金でもありますし、これを補償するというのはわかるのですが、それにしてもちょっと額的に高いかなという感じはするのですが、組合のほうに相談されたということもあるのですが、多分今組合で泊まられているところに、組合で例えば1つのホテルがあったとします。そのホテルに業者に丸貸ししていると思うのです。そこへ丸貸しして幾らという形でやっているかと思うのですが、ちょっとそちらに宿泊されている方というのは除染関係の方で、あくまで除染の関係の作業員というのは、あくまで補助額が出ているのです、宿泊に対して。それである程度高い単価でも宿泊できるということもあるので、その辺がちょっと作業員とごっちゃになっているところがあるのですが、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） まず、今回このホテルを利用する際の町民の方の利用料金につきましては、1人当たり1泊2,000円の負担をいただくという形で、町民の方にはそういった形での負担の軽減を図ってございます。

あと先ほどの90%の稼働率ということにつきましては、周りの状況を見ての想定した利用率ということで計算してございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、先ほど答弁漏れをしていましたので、そのこと……。

○議長（塚野芳美君） はい、どうぞ。

○企画課長（林 紀夫君） 先ほどのご質問の中に支払い先はどちらになるのだというご質問があったので、そこ抜けておりましたので、お答えします。

現在ホテル芳門については、株式会社勢和というところに1棟丸々管理委託をホテル側からされておりましたので、管理委託というか、今回の業務委託については株式会社勢和さんと契約させていただきながら、支払い先はそちらになるというところになります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長、稼働率とか、それから単価というものは説明があったのですが、それは総額で5,000万何がしというものが高いのではないかということなのですか、その中身の説明ですよね。これは、そっくり恐らく業者に払うのですか。その辺も含めて説明ください。

生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） まず、当初の委託金額としては5,472万円になってございますが、町民の方が宿泊する際には1人当たり2,000円の負担という形でホテルのほうに支払いしますので、最終的にはそれを精算する形で、町のほうからは2,000円分掛けるその宿泊人数分を引いた金額をホテル側に支払うという形で精算をいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 町民から2,000円いただくということは、それは聞いているのですけれども、あくまで町側が負担する額が高いかということを知っているのですけれども、確かにもちろん差し引きするのは当然のことであると思うのですけれども、幾ら何でも5,500円の90%を補償するというのは、ちょっとやはり高過ぎるのではないかと思うのですけれども。

だから、周りの情勢を見てといっても、町民が利用するのと作業員が利用するのは全然同じ考えではないと思うのです。町民は、あくまで町民の中でも解体して家がないとか帰還困難区域にある方が泊まるわけですよね。そうすると、大体90%などということはあるまいと思うのですけれども、ただ補償しなくてはならないというところはあるかもしれませんが、それにしてもやはり高いのではないかと思います。

あとこの支払いのやりくりがちょっとよくわからないのですけれども、芳門さんにはお支払いしないのですよね。委託業者にお支払いするのですよね。そうすると、芳門さんが委託業者から賃料をいただくということよろしいのかどうかお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、前段の委託額がというところでございますが、まず前段で条件ということで、作業員さん、いろんなものに作業に従事される方と町民の方が一緒に泊まらないように、併用とならないようにということで条件1つつけておりました。その関係で1棟丸々ホテル

を貸し切るといふか、借り上げることが必要だということ、事業者の方から言わせれば、本来であれば稼働率100%、全室分補填といふか、全室分を対象に委託料算定いただくといふのが本来であるといふところがございますが、周辺状況の宿泊状況を見ると、先ほど来からの話のように稼働率が95%程度。当然そこまで上がるかどうかは別にしても、あきがあってもやはり、あきがあった場合作業員さんと除染作業員さんを泊められない。我々の中では、町民専用にして下さいねといふことで委託するものですから、泊められないところがあるので、全棟丸々借り上げると言ったら変ですが、押さえるためにはこれだけのものが必要だといふことで算出したところがございます。

それから、後段の委託料につきましては、ホテルそのものを管理するといふことで芳門さんから勢和さん、株式会社勢和にどういふ賃料をお支払いするのかはそこまでは承知しておりませんが、株式会社勢和から芳門さんに賃料といふ形で入るといふことにはなりません。

それからもう一つ、今回帰還促進といふか、町民の利便性向上といふ観点から復興加速化交付金を充当していただいておりますといふことは申し添えたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 5番議員の関連で同じ質問させていただきます。

今の話だとこの90%補償するといふやり方がどうも納得いかないのです。例えば結果的に3月31日までの間に20%だ30%だとなった場合に、本来であればこれ民間だったら確定精算です。実態に応じた支払いになると思ひますので、素泊まりだから、食事は提供しないのだから。お風呂と例えば別途のクリーニング代とか部屋のクリーニングとかそういったもので90%補償といふのは、例えばこういう条件を出さないとどこもやれなかったといふことであれば、それは考える余地があるかもしれないけれども、それだって例えば30%、40%の稼働率であったと、結果的に。そういった場合には70%補償するとか60%補償するとか、そういう採算割れに至らないような補償であれば理解できますけれども、今話を聞くと必ずもうかるような補償といふのは、これあり得ない話だと思ひますので、民間であれば。この設定の仕方に問題がないかどうか、その辺もう一回答ください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 済みません、補償といふような言い方を私差し上げて、わかりやすいかなと思ひたので言葉使わせていただきますが、基本的には業務委託、宿泊先を確保しておくための業務委託といふふうにご理解ください。

でございますので、先ほど来から申し上げていますが、復興、除染作業に従事される方々、町民以外の方々は同じ宿泊施設に宿泊させないといふのをまずは基本にしておりましたので、宿泊できる部屋については全て確保しておかなければならないといふ事情があります。その中で、本来であれば、そういう状況であれば本来は全室対象といふことで委託料を算出すべきところではございますが、事業

者の方々とお話し、それから周辺状況を見て稼働率というものを入れさせていただいて算定したところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長の説明は理解できるのです。

ですから、募集というか、委託をお願いする段階で実際9月17日から3月31日までの間に稼働率が5割を割ったら70%補償でどうですかとか5割を超えた場合には90%補償させてもらうとか。2割、3割でも90%払うのですかと。今の課長の説明では、作業員は泊まりません、純粋な富岡町町民だけですという言い方、それはそれでいいのです、別に富岡の町民だけでも。

でも、結局特例宿泊なんかを見るとそんなに何十人も毎日泊まるかなとちょっと疑問もあるところはあるのです。そうしたときに、その90%補償というものが幾ら富岡町からお願いしているとはいえ、おいしい話なのかなと、業者さんから見れば。2割しか泊まらなかったら2割しか払うべきではないと言っているのではないです。2割、3割でも最低でも5割、6割は払うべきだと、そういうふうに言っているのです。5割、6割超えたら9割払ってもいいのではないかと、そういう言い方なのです。その交渉の仕方に、委託の仕方に問題がありませんでしたかという質問なのです。

その辺お願いします。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えします。

繰り返しの部分があるかもしれませんが、まず、町民専用にするというのはご理解いただいて、線引きの問題だと思うのです。9割稼働で5,500円の設定が高過ぎて、それは段階的な交渉があっただけで済むべきだったのではないかということだったと思いますが、準備宿泊をスタートまだ、9月17日になったわけですが、その期間の問題とあと浪江さんでの状況等々考慮しました。あとはいろいろ先ほどご説明しましたように寄宿舍組合の皆さんといろいろご相談したという経過があって、限られた時間というものもありました。もちろん相手のある話なので、これは議員おっしゃるように段階的というのは、お話ししてというのは可能性があった、ゼロではなかったのかもしれませんが。

ただ、我々としては、町民の利便性向上、あと帰還促進、あと短期間で17日に間に合うようにということでもありましたので、その辺も他町等々も含めて総合的に勘案したということです。結果として2割、3割だったとしても、これは町民としての専用のホテルを確保するというサービスの提供の対価でありますので、おっしゃるとおり業者さんにとっては100%稼働よりは労働の対価なく収入があると。それは、議員おっしゃるとおりだと思いますが、そのサービスの対価、あとは帰還促進の意味合いも含めてこの短期間での交渉というか契約、これからですけれども、そのような交渉をしたという経緯があるということはぜひご理解いただきたいと思います。

ご指摘の部分は否定はしませんが、そういったことも踏まえながらも最終的にはこの今回の予算の案で皆さんにはご理解いただきたいということをぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の副町長の説明で理解はできます。

実働に対する対価ではなくて、待機、実働ではないけれども、そこを抱える、キープする、そのことに対してのその対価だという考え方であれば理解せざるを得ないと思いますので、わかりました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） では、1点だけ聞かせてください。

町が勧誘して富岡町民の宿泊施設にするのですから、30部屋なら30部屋事前に室内の線量チェックしていると思うのですけれども、幾らぐらいあったかちなみに教えてもらえれば。

よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まずは、大変申しわけないことではございますが、そのことについては現在把握をしていない状況です。

と申しますのは、まずは寄宿舍組合の中で寄宿舍として運用するということで準備を、場内清掃、その他準備を進めていたというところで、そここのところの確認にまで考えが至っていなかったところではございますので、早急に確認をして報告を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） もししていないのであればきょうにでも、1日ではちょっとうまくないと思うから、2日でも3日でも置いてみて平均として安全の確保、大丈夫だということで17日からの使用をお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご指摘のとおり、ご提言のとおり早急に対応させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 説明は受けましたが、ちょっと今の答弁のやりとりの中で町民の専用する宿泊所という言葉が出ましたが、委員会の説明だと町民が例えばリフォームするときには、そのリフォーム業者もオーケーだよと、そういう説明あったかと思うのですが、副町長から町民専用だよという言葉出ましたし、あと企画課長のほうから除染に携わる人はだめだよという話出たのです。例えば

私が自分のうちに戻ると。どうしても環境省の除染では満足しないと。もう自分で人を頼んでやるといったときに、除染作業になってしまうからそういう部分はだめなのか。その辺ちょっと確認します。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 町民専用というところについての一部訂正にはなりますが、町民の方が例えば議員おっしゃったようにご自宅の修繕、その他に事業者様を帯同させる。そこは宿泊の対象というふうに委員会等々でも説明したとおりでございます。言葉足らずで大変申しわけなかったと思います。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私の答弁の中の町民専用という言葉につきましても、今の企画課長の見解と全く一緒です。言葉足らずで、わかりやすくという意味で町民専用と言いましたが、正確には今企画課長の答弁のとおりの趣旨で発言したということでご訂正お願いします。

以上です。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 8目の観光費のところでは観光振興事業費というものがあるのですが、この辺の新たな観光振興事業費の使い道をちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

観光事業費ということで、今回補正で上げさせていただいていますが、この委託料というものは内容的にはとみっぴーのエコバッグを委託して、今後いろいろな商業施設とかいろんな集まり等々あるいはそういったところで町民の一つのシンボルに育て上げていきたいという趣旨でやっておりますの

で、その一環としてとみっぴーのエコバッグをつくらせていただきたいと思いますと思って計上させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 了解いたしました。

このエコバッグの5,000の使い道なのですけれども、どんなときにどんなふうにご利用するのか、もうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 一応今予算段階での考えというか積算でございますが、例えばですが、産業振興課で言えば復興の集い等をやっております。あと協議会のほう今後事業、現在ことして言えば友情の集い、あと敬老会、あと商業施設のオープニング等、あと賀詞交換会あるいは今後帰還したときの集まり、記念事業になるかどうかわかりませんが、そういったもの、あとできれば義援金等々いただいた方にも感謝の気持ちということで、それらを積算しますと約4,500から5,000になります。そういったものを根拠に今回積算させていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 教育費のほうでちょっとお聞きします。

先ほど繰越明許費を設定して出てきましたが、説明の中で、体育施設の震災後の整備状況、どういう計画で。今まで何回も聞いておりますが、ちょっと本来であれば29年3月まで大半の部分を直して29年4月から例えば国が開示をした段階で使えるようにするのが一番いいのかなと思って考えていた部分があるのですが、できない部分、体育館の整備とかそういう部分は当然間に合わないのかなと思うのですが、どの辺まで29年3月、年度内に終わるのか。あとその後どういう計画を持っているかお教えてください。

あときのうもちょっとお聞きしましたが、41ページですか、有害駆除の件です。これ委員会でも説明は聞いておりませんので、ちょっと詳しくもう一度。きのうもある程度説明は受けましたが、この辺詳しく説明方お願いします。41ページの005番です。鳥獣被害防止緊急対策事業費2億900万円くらいついていますので、この辺委員会で説明受けていなかったものですから、もっと一步踏み込んだ説明いただければ。

あと執行部のほうで努力して何らかの補助金を探ってつけていただいたのかなと思うのですが、次年度から、今年度で終わる事業ではないと思いますので、次年度からどういうお考えしているのか。きのうもちょっとその辺に触れましたが、その辺もちょっと目安として教えていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 最初の質問にお答えいたします。

先ほど繰越明許費ということで体育施設機能回復事業について設定をさせていただきました。これにつきましては、今年度実施設計を行いまして、今月末に国の災害査定、文科省東北財務局の受検を予定してございます。その後に工事を発注を行うことにして事業を進めている状況でございます。

なお、繰越明許費は設定をさせていただきましたが、工事の末工期につきましては3月末を目指して契約どおり開始をする予定でございます。まず、総合体育館につきましてはそのような状況でございます。あわせまして、武道館、ドーム、テニスコート、野球場、サッカー場、ふれあい広場等につきましては、昨年度に被害調査を行っております。今後今年度につきましては、総合体育館をまず最優先に整備するというようなことで考えてございますので、今後調査の結果をもとに順次整備してい

きたいというふうには考えてございます。

なお、野球場につきましては、環境省のほうで今現在芝の張りかえ等々を行ってございますので、来年4月以降は使用できる状況になるのかなというふうには考えております。

なお、テニスコートにつきましても、除染が終わっていますので、使用可能というふうには考えてございます。あとグラウンドゴルフ場につきましても、現在芝の張りかえ等を行っている状況ですので、来年の4月以降は使用できる状況であるというふうには考えております。

なお、武道館、ふれあいドームにつきましては、今後整備を考えていきたいと考えております。あわせましてスポーツ交流館、旧文化センターでございますが、老朽化または被災状況もございまして、今回解体申請を国のほうにしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 一時埋却鳥獣処分についてでございます。この件につきましては、昨日も若干触れさせていただきましたが、町の中、東風荘とグリーンフィールドでございます。これは、町が処分した緑の部分のイノシシでございます。約650頭が埋まっております。現在この掘り起こし、国、県、町分というものはあるのですが、いずれも現在におきましては1つの方法としては焼却と、解体等をして焼却ということがございます。

ただ、きのうも触れましたように、焼却自体が今交付金のほうと実際どうしていったらいいかという話し合い、協議急いでやっております。その過程でございます。

一方で、では焼却以外に何か方法があるかといいますと、ご存じのようにうちのほうでは実績ございますが、光合発酵菌のYM菌あるいはもう一つ例があるのは北海道でエゾジカ等もやっております。こういう発酵方式での解体というかその処理、そういった方法ぐらいしか今ないというのが実態でございます。そういった実態の中で、では来年の春を目指して今いろいろやっていますし、当然きのう議員さんから指摘あったように、人の住む近くでいつまでも置けるものではないと。そういった処理をする中で、では焼却について話し合いができるまで待つかという方法もあるし、急いで進める方法もあるのですが、それであれば実績のある光合菌を使って処理して、光合菌を使えば当然土になってきますので、最終的には。それで処理もしやすくなると。急いでやるためにこの1つの方法としてこれが今現状においては一番いいのかなと思っています。

あとこれを使うことによって心配されるのは悪臭とか、滅菌は次亜鉛酸ソーダ等を使いますが、あと減容化というか、最終的にさっき言った土になりますので、そういったものでもう急いで対応するにはこれが一番なのかなという方法で今回補正に上げさせていただいたと。

過程につきましては、当然掘り起こして、その現場でYM菌を使って悪臭の防止対策をしながら、最終的には掘り起こして、一時本格発酵させなければならないので、いずれもグリーンフィールドも老人ホームのほうも場所が狭いので、やっぱり一時太平洋牧場のほうに使ってございましたので、そこ

で本格発酵させてそこで8,000ベクレルとそれ以下のものに分けてそれぞれに土、ほぼ土として処分したいというのが全体の流れでございます。

動機としては、先ほど前段で申したとおりでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

来年度以降でございますが、今申しましたように方法論としては2つ、今のところはそのぐらいしかないのですが、いずれしても現在も広野、檜葉からも20頭ぐらいずつ毎月上がってきております。当町におきましても、多い少ないはあるのですが、20頭から多いときですと、ことしですが、40頭ぐらい出ています。ですから、その処分については、お金の問題もありますが、今のところはできれば一番、毎月出てくるものなので、組合のほうと。組合のほうも最初はなかなか難しいというお話はされていたのですが、これは話が決まったわけでないのですが、高温になった間であればもう少し処理ができるのでというような話は始まっております。ですから、その辺の話を進めながら対応策を、現に国、県どこも同じような状況にございますので、連携しながら対応策、最終的にはどうするかというものを決定していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

体育施設に関しては、私思っていた以上に進んでいたのかなと思っています。武道館とふれあいドームだけが若干今年度以降に残るという状況の中で、それだけ整備されればある程度帰町が始まればそこを利用する利用頻度も高くなるのかなと思うのです、いろんな部分で。グラウンドゴルフもそうだし体育館そのものもそうだし、そういう催し、町の催し物があるときにはそういうところ利用するようになるのかなと思いますので、ぜひ放射線量の問題。話に聞くと、今除染やっても道路上とかそういうところがかなり線量が高いと。舗装の切れ目なんかいうとすぐもう4マイクロ、5マイクロに上がる場所はもうざらにあると。そういう状況下の中で、駐車場、文化センターエリアも駐車場かなり広いですし、かなり亀裂とか継ぎ目があるかと思うのです。そういう部分の線量調査も十分やっていただきたいと。町民に町が推進する場所ももう絶対安心だよというくらいにしていけないとなかなか戻るほうに拍車かからないと思いますので、ぜひそのように調査方徹底してお願いしたいと思います。

あと今のイノシシとか鳥獣の処理なのですが、今説明受けて十分わかりました。あと次年度からの処理方法は決まっていなわけなのですが、ぜひ広域と町長もう真っ向から先頭になってやっていただいでその結果を出してもらるか、結果出ないとすればこういう形でやるしか方法ないのかなと思いますので、両方探りながらやっていただければ順調に進むのかなと思いますので、よろしく願います。

あと今若干気になったのですが、私前から騒いでいる民地はどうするのと、民有地に埋まっているやつはどうするのと。私は、これが一番の問題だと思うのです。きのう言いましたが、文化センター

周辺のものに関しては、やっぱり富岡のスポーツ施設を生かさなくてはならない部分で、これは絶対やらなくてはならないですが、今東風荘が入っていましたよね。東風荘やる予算があって何で民有地やらないのということなのですけれども、民有地はなかなか上から許可が出ないと。何で民有地に勝手に埋めたのくらいの話で国はいるのでしょうかけれども、実際は行政は困ってそういう民有地に埋めさせてもらったわけですから、本来一番最初に取り組むのが筋ですよ。それを幾ら説得しても国が前向きになってくれないのであれば、やっぱり自己財源でも何でも民有地を早く片づけてやらないとこれは申しわけ立たないと思うのです。

あと実際民有地何カ所に埋まっているのか、その辺を把握しているのかどうか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長、前段の部分。

○教育総務課長（石井和弘君） スポーツ施設につきましては、なるべく線量を下げる形で努力していきたいと思います。

なお、現在総合体育館の東側の植栽等々については、環境省において伐採等を行っていただいてなるべく線量を下げるようにしたいと思っています。

あと先ほど武道館とふれあいドームにつきましては、翌年度以降計画を立てながらということでございます。あと野球場につきましては、芝の張りかえをしておりますが、実際センター、バックスクリーン側に若干下がっているところございますので、その辺は今後手直しをしなければいけないなというふうには思っています。あとテニスコートにつきましては、人工芝の部分は除染終わって何ともないのですが、それを使うための建物についてもうちちょっと整備をしなければいけないのかなというふうに思っていますので、先ほどちょっと言い忘れましたので、追加でご説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、お答えいたします。

まず、牛、イノシシ等も我々富岡町民にとっては同じものです、実際に。ただ、扱い上は、ご存じだと思いますが、総理大臣の命令で始まりまして、始まったのはいいのですが、県が主体になってやってまいりました。

ところが、平成24年の4月の13日に放射性物質汚染対策特措法施行規則の一部を改正する省令、施行日が24年の4月13日なのです。これ以降は、やった事業者がというのは、県が事業者なのですが、県がやっています。考え方としては、これは国の命令でやったので、国が処分するという状況だったのだらうと思います。

ところが、この規則が施行されて以降国においてはそれはもう事業者がやる法律の施行になったのだから県でやったのは県で処分してくださいというのがあって、これはもちろん町が直接今やるのではなくて、国がやるあるいは県がやるというスキームの中で今まで進んでまいりました。

ところが、お互い言い分があるのでしようけれども、この2年間どちらがやるかという話がなかなか進まずに来ております。ただ、そういう中で、我々も急いでやってくださいと、国でも県でもいいので、とにかくやってくださいという話はしてまいりました。きのう副町長が答えましたように、まだ結論的に最終的にこうだとはなっておりませんが、お互いの話をお聞きして会議もやっていますので、ほぼほぼ負担割合というか、どこを誰がやるかとかそういうものが決まりつつあるので、それはもう早急にやりたいと思っていますということで、たしかきのうあたりも会議やっているはずなので、その会議を受けて我々に報告いただけるものと思っています。

ですから、これも議員おっしゃるように早急にイノシシと同じように進めるべきものなので、国だ、県だと言っているような状況ではないということ再度お話しさせていただいて、もう早急にやっていただくというふうにしたいと思っています。

あと頭数と場所ですが、これは13カ所で203頭です。これは、県の畜産課がつかんで私たちに報告していただいている数でございます。緑が1カ所で26、黄色が9カ所で135、赤が3カ所で42というような報告を受けていますので、これについては処分いただけるものと思っています。

あともう一つ、これまでの実績もそうなのですが、例えば太陽光で1件ひっかかったところがあるのです、下千里のほうで。あと今進めておりますのは、例えば解体して、それで埋まっていますよと、自宅に埋まっていますよと。解体しても家を建てたいのだといったような案件の場合には、その負担が決まる決まらないにかかわらず、それはスペシャルということで対応するというのをいただいて、現に太陽光の場合には処分いただいています。

ですが、それはスペシャルという話で、もうそういう間ではないので、全体的に進められるような方法で今から町としても努めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

体育施設に関しては、まず人の集まる場所ですので、もう全ての部分をきちっとやっぱり線量低下に努めていただきたいと思ひます。

あと今のイノシシとか牛、そのの民有地の問題なのですが、大分話は前進してきているのかなと思ひますので、ぜひ早急に処理できるような前進を見れることを期待していますので、よろしくお願ひいたします。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 済みません、ちょっと聞きそびれてしまったのですが、43ページの商業施設のオープニングセレモニー業務委託料600万円とありますけれども、こちらの600万円というのは結構高い額なのですが、どういったことをやるのか。あとはこの金額の算定の根拠を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） では、お答えいたします。

この600万円の内訳ですが、大きく分けて2回、11月下旬に先行オープンする部分の名前はまだあれですが、セミオープンといいますか、先行部分に対するものがほぼほぼ200万円、あと3月を目指していますが、そこでグランドオープンとなる時に400万円を充てています。あとセミオープンの場合は、別に少ないからということではなくて、ダイユーエイトさん等々も考えていますので、その辺でコラボして一緒にできるようなふうを考えております。

あと積算の根拠は、当然ダイユーエイトさんとは話し合いでその負担とかどうなるかという部分はあるのですが、通常のセレモニーのように受付業務あるいは備品の借入れあるいは看板の作成、あと交通の誘導とか、あと一部アトラクションを考えていますので、そういったものを積算した上で出しております。

あと3月のグランドオープンのときの400万円ですが、これは県の事業でやっています再開帰還促進事業ということで、そういう商業施設のイベントにお金を出す補助金がございます。ですから、その補助金が400万円ということございまして、それについても別に逆算したわけではないのですが、セミオープンよりは派手にというか大きくやりたいと思っていますので、今言ったような業務の内容を積み立てて参考見積もりをいただいて作成しているということです。具体的な内容については、今後こういうものですよというふうに作成していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。

2回分ということはちょっとわからなかったのですが、200万円と400万円ということで2回目を大きくやりたいということはよくわかりますけれども、ただこれはあくまで商業施設とは町民の事業再開の関係のそういった飲食店の方もいらっしゃいますので、やはり1回目を私は大きくやっていただいたほうがいいのかなと思います。ヨークベニマルのためにやるわけではないわけですから、その辺もうちょっとよく考えていただいてもうちょっと、数は少ないですが、3社だか4社入るわけです。そういった方のやはりPRになるようなオープニングセレモニーでないと、幾ら国、県から補助が出るというのはよくわかりますけれども、もう少し考えていただいて、もうあとはこの使い道についても、業務委託ということでどこかにイベント会社に委託するのでしょうかけれども、その委託先に丸投げするのではなくて、やはり町として町民が利用する、これからするための施設でありますので、もう少し町民を巻き込んだようなそういったセレモニーにすることも大事ではないかと思うのですが、そういったことは全然考えていないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えします。

全然考えていないということではなくて、我々もどうしようかと随分悩みました。どういう形でやっていこうかなという話もございますし、あと補助金ということだと、今のタイミングでは難しいので、11月については一応単費と考えてございます。

あわせて委託についても、イベント会社ばかりではなくて、これまでの復興の集いも全てそうなのですが、看板の委託であったり、交通誘導だったり、その人員の配置だったり、いろいろな委託ございますので、全てが委託業者、結局運営会社ですか、に行くわけではございません。むしろ復興の集いで言えばバスとかそういった委託のほうが大きかったこともございますので、その辺は丸々行くのでないということをご理解いただきたいと思います。

あと内容につきましても、大枠で今予算としては600万円という形でございます。ただ、我々も悩むところは、今の中でやっぱり町民の方にもよく理解というかわかっていただくという調査もあるというのは重々承知していますし、ですからこの辺は先ほどダイユーエイトさんとコラボという話もしましたが、実際話し合いはこれからなので、その辺は議員おっしゃる点も踏まえて中身をやっぱり精査して考えてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） はい、わかりました。

とにかくまだ時間はあるでしょうから、もう少し煮詰めていただいて、先ほどイベント会社だけではなくていろんなバスの手配とかそういうものもあるのでしょうか、一番の大きいところではセレモニーのところが大きいと思いますので、ぜひ町民にもうちよっと興味を示すようなことをしていただかないと、町民も帰らない方にとっては「ああ、やってるわ」みたいな感じて関係ないような形になってしまうこともありますので、その辺少し工夫をしていただいて、工夫すればするほど大変だと思いますけれども、ぜひその辺もう少しお力をいただいてこのセレモニーをやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 議員おっしゃるとおり努力したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。昨日の決算のときにも農地の維持管理で不用額が出たわけですが、ことしの維持管理の状況と今後の見通し、そして今行っている状況で十分回数とか含めて足りているのか。夏がだんだん終わってきて、これから冬になれば回数減ってくるのだと思うのですが、なかなか町内を歩いていますと緑の田んぼが多かったような気がするのですが、その辺お聞かせください。

それから、道路とか橋とかいろいろまた修繕が次々出てくるのですが、この後どういうところが通行どめとかそういうような形で出てくるのか、道路とか橋とかの工事の大まかな場所をちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 農地の管理保全関係について申し上げたいと思います。

ご存じのように農地につきましては、復興組合を中心に8ブロックに分けて、困難区域は除きますが、やっております。おのおのそのブロックごとに団体をつくっていただいて、その団体のやり方によって進めていただいております。

そういう中で、実際機械力とか人数の問題でなかなか苦戦されているところもございますし、一方では1反当たり3万5,000円の営農再開から補助金出ているのですが、山砂が入っていて思った以上にロータリーの刃が減ってしまうといった問題とか、全く問題がないわけではございませんし、なかなか夏場の草の勢いに押されて大変だよという話も聞いております。

私たちがいろんな費用負担が新たに出たものについては、実際本格的に始まったのはことしからですので、それらをやっぱりいろいろ問題点は問題点として精査して、管理事業はこれからも続きますので、その辺には反映させていきたいと思っています。

あと運営的には、余り各団体に口を出す気はないのですが、やはり人の集まりですので、偏りがあつたりなんかしてなかなか進まないという話も聞いておりますので、その辺は各ブロックの方々とお話をさせていただいてより効率的にできるような体制ができないかどうか等々についても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 道路関係についてお答えいたします。

今年度計画しているのは、道路については舗装本復旧がおおむねでありまして、代表的なところで言いますと清水地区の水道管の埋設した後のところの部分とかがありまして、おおむね大体水道埋設管のしたところの復旧を主にやっています。

それから、橋ですけれども、橋は小さい橋なのですけれども、新町地区に1橋、それから日向に2橋を修繕するというので計画しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 農地のほうは、各地区地区の復興組合ということなのですが、スピードというよりも草のほうが何かすごい勢いで生えているような気がして、ことしの結果を踏まえて夏場の回数をふやすとかそういうことも考えていかなければならないかというふうに思いますので、その辺のことしの状況というものをきちっと精査して来年に向けていただきたいというふうに思いますので、その辺どういうふうにお考えか教えてください。

それから、準備宿泊が始まって町内の道路がやはりどこが通れてどこが工事しているのかというのがなかなかわからず、昔のように細い道に入っていくとちょっと通りにくかったりすることもありますので、ぜひとも道路工事の前に、町民の人が戻る確率が非常に高くなってきますので、そういう状況をきちっとわかるような形で工事というか、看板をつけたりとか、ちょっと早目に看板をつけておくとか、そういうこともしていただきたいというように思うのです。いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えします。

私も町内見ていてこういう季節的になかなか草も大分伸びるななどという形で見ております。実際の復興組合については、年3回できるようになっていますので、除草とあと耕起、その辺も実際3回で間に合うのかなというのは思ったりするときもあるのですが、その辺は県との実際に補助金の内容の話なので、それはそれでことしを見て精査したいと思いますし、あとそのやり方も、先ほどの繰り返しになるのですが、本格的にやったのはことしでございまして、やはりやり方自体も余り効率的でない場合もあると思っています。ですから、その辺も含めて復興組合ともどもよりよい制度とか運用について十分にことしの反省を来年に生かしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 工事に関しましては、工事に着手前に予告板などを立てましてお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今の6番の農地の問題に関連してなのですが、17日から準備宿泊する箇所は全部わかっていると思うのですが、その面に隣接した農地先に青草のうちに刈ってもらえないですか。枯れてからではほこりがたって、せっかく除染を終わって戻ってもほこりだらけになってしまうのです。

それと、その施工するときに土手の分もあわせて、どういう取り決めになっているかわかりませんが、それもあわせてやってもらいたい。

それと、田面から田面の移動するときに道路を走るとき、農地のつじを舗装道路、砂利舗装、そういうところに引っ張らないような話もあわせてしてください。

どうですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 1点目の件でございしますが、議員おっしゃることも十分わかります。

ただ、できるできないは組合のほうとお話しないと私も何とも言えないのですが、ただ今状況を見ているとなかなか苦慮しているという部分もあるので、今後については当然組合のほうとも実際人が住んでいるところあるいはいないところできませんかというような協議はさせていただきますが、それはやはり協議の中でちょっとどの辺ができるかというのは今のところ何とも言えません。

ただ、そのおっしゃる重要性というものは十分認識していますので、その点を踏まえてちょっとお話しとか協議させていただきたいと思います。

あと2点目は、のり面、道路、道路面なのですが、これもやはりいろいろご指摘いただいています。町のほうでも町道、農道で復旧課等々でやっていただく部分あるいは除染で対象となってなかなかできぐあいが悪いというのがあって、なかなかそこが組合とかほかでも手出せない部分は、これは環境省に言ってくださいと、やりますということをいただいています。あと組合のほうにも、やはりどうしても例えば30センチぐらいの部分もあるのです、話をお聞きしますと。そういった場合には、全部やれよと私らもその対象にはなっていない場合には言えないのですが、できる限り手の届くような形でやっていただければというようなお願いはしております。その3者でちょっと振り分けはあるのですが、それを今後連携しながら全体的に進めていければというふうに思っております。

あと道路ですか、道路に土を持ち上げるというか、それについては組合のほうとそういうご指摘もあるのでという話で協議させていただきたいと思います。そういう話し合いはしたいと思います。

以上です。

○12番（高橋 実君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時30分まで休議いたします。

休 議 （午前11時20分）

再 開 （午前11時29分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度国、県支出金の交付見込みにより、また前年度の国、県負担金及び繰越金の額の確定に伴い、歳入歳出それぞれ7,120万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を34億7,247万6,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。67ページをごらんください。第3款国庫支出金2億389万円の減額は、第1項国庫負担金において平成28年度交付見込みにより特定健診等負担金で18万4,000円を減額するもので、第2項国庫補助金につきましても平成28年度交付見込みにより財政調整交付金で2億2,136万9,000円を増額、災害臨時特例補助金で4億2,557万1,000円を減額、国保制度が平成30年度から変わるための関係業務準備事業費補助金として決定された49万6,000円を増額し、合わせまして2億370万6,000円を減額することによるものです。

第4款第1項療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金の確定により2,568万1,000円を減額するものです。

第5款第1項前期高齢者交付金は、額の確定により1,191万3,000円を減額するものです。

第6款県支出金4,124万8,000円の減額は、第1項県負担金において平成28年度交付見込みにより高額医療費交付金で341万6,000円の減額、特定健診等負担金で18万4,000円を減額し、合わせまして360万円を減額することによるもので、第2項県補助金につきましては財政調整交付金交付見込みにより3,764万8,000円を減額することによるものです。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の減に伴い42万4,000円を減額するものです。

第10款第1項繰越金3億5,019万円の増額は、前年度療養給付費交付金超過交付により3,094万4,000円を増額、前年度決算による繰越額の確定に伴い3億1,924万6,000円を増額するものです。

第11款諸収入、第4項雑入417万1,000円の増額は、第三者行為に係る損害賠償金により391万9,000円を増額、資格喪失後受診に係る返還金により25万2,000円を増額するもので、歳入総額におきまして7,120万5,000円の増額補正となるものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。68ページをごらんください。まず、第1款総務費は、第1項総務管理費において事務的経費の増加分として54万3,000円を増額したことによるものです。

第2款保険給付費は、歳入予算の補正に伴い、財源を更正したものです。

第3款から第7款までは、それぞれ27年度分の拠出金額の確定によるもので、第3款第1項後期高齢者支援金等で100万5,000円を増額し、第4款第1項前期高齢者支援金等で5万4,000円を増額。

第6款第1項介護納付金では2,181万6,000円を増額。

第7款第1項共同事業拠出金1,447万3,000円を増額は、高額医療費共同事業医療費拠出金で24万3,000円を増額、保険財政共同安定化事業拠出金で1,423万円の増額をするものです。

第8款保健事業費91万円の増額は、第1項特定健康診査等事業費において歳入予算の補正に伴い財源を更正、第2項保健事業費では保健衛生普及費、疾病予防費として91万円を増額するものです。

第10款諸支出金5,070万7,000円を増額は、第1項償還金及び還付加算金において前年度の精算により療養給付費国庫負担金等の超過交付分3,964万9,000円を増額し、第2項繰入金において前年度の繰入金精算により一般会計に返還するため1,105万8,000円を増額するものです。

次ページ、69ページをごらんください。第11款第1項予備費において、歳入歳出額の調整のため1,830万3,000円を増額し、歳出合計において補正総額を7,120万5,000円、歳出総額を34億7,247万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、一般会計に準じて進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

74ページをお開きください。74、75ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終了いたします。

総括で質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ4,777万5,000円とするものであります。

93ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、歳入予算の調整により962万円の減額。

第5款繰越金、第1項前年度繰越金は、平成27年度事業費の確定による歳計剰余金946万9,000円の

増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。94ページをお開き願います。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費の15万1,000円の減額は、事務事業費の精査等により特環下水道維持管理費の役務費15万1,000円の減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

98ページから101ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,187万3,000円を増額し、予算の総額を

歳入歳出予算それぞれ21億3,900万7,000円とするものであります。

105ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項公共下水道使用料は、納入実績による26万8,000円の増。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、歳入予算の調整により2億8,362万9,000円の減。

第5款繰越金、第1項繰越金は、平成27年度事業費の確定による歳計剰余金2億9,415万1,000円の増。

第6款諸収入、第3項雑入108万3,000円の増であります。

106ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の1,187万3,000円の増額は、事務事業費の精査等により公共下水道維持管理費の役務費36万6,000円の減、公共下水道整備諸経費において汚水升新設のための整備工事費として400万円の増、公共下水道災害復旧事業費における設計精査による管渠工事補償費550万円の増、人事異動による災害復旧事業従事職員の給与費273万9,000円の増であります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

110ページから116ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ4億2,985万1,000円とするものであります。

119ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項農業集落排水施設下水道使用料は、納入実績による7,000円の増。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、歳入予算の調整により1,220万円の減額。

第5款繰越金、第1項前年度繰越金は、平成27年度事業費の確定による歳計剰余金1,182万9,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。120ページをお開き願います。第1款農業集落排水事業費、第1項集落排水事業費の36万4,000円の減額は、事務事業費の精査等により農業集落排水維持管理費の役務費36万4,000円の減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

124ページから127ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額から歳入歳出それぞれ49万6,000円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ6億727万5,000円とするものであります。

まず、歳入予算額の補正についてご説明申し上げます。131ページをごらんください。歳入予算額の補正につきましては、第3款第1項繰越金として前年度の繰越金額が確定したことより305万7,000円を増額し、また新たに第6款第1項財産売却収入として保留地の売却処分金1,765万円を増額。

一方、第2款第1項繰入金、一般会計繰入金におきましては、これらの増額分に歳出予算の減額分である49万6,000円を加えた2,120万3,000円を減額補正し、歳入の補正合計額として49万6,000円を減額するものであります。

次に、歳出予算額の補正についてご説明申し上げます。132ページをごらんください。歳出の予算額の補正につきましては、第1款第1項事業費において人事異動などに伴い給与費が64万円減額となったこと、勤務地の変更に伴い普通旅費を14万4,000円増額することより、歳出の補正合計額として49万6,000円を減額するものであります。また、予算額としての変更はございませんが、同款同項の土地区画整理事業整備費において事業の精査による財源の組み替えを行っております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

136ページから142ページまでございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。まず、歳入の部で保留地の処分をしているのですが、この保留地の処分の単価というものはどういうふうな。事前売り出したときの保留地の処分なのか、それともどういう形でやっているのかということをお聞かせください。

それから、今最後にちょっと説明があったのですけれども、歳出の区画整理事業費のところ街路

の整備工事費というものが7,800万円という減になって、あとそのほかが出ていない。工事なので出ていないのだと思うのですけれども、この辺もうちょっと詳しく説明をください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ご説明させていただきます。

保留地の価格につきましては、評価委員会を今年度開いております、その中で決定した金額で売却となっております。

2点目でございますが、歳出におきまして7,800万円の減というこちらのほうは街路事業。今回整備するに当たり、街路と道路と別々に予算を計上しているところでございましたが、街路のほうを整備するに当たりまして整地のほうで整備することにより道路もできていくということで、そちらのほうで事業の精査により財源の組み替えを行ったところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 済みません。工事のほうは了解いたしました。

この評価というものは、この後富岡町のいろんなところにかかわってくると思うのですけれども、公表できるものなののでしょうか、それとももう町の中だけの公表単価になっていくのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 説明少なく済みませんでした。

評価委員で決定された保留地の売却価格につきましては、本来であれば一般的に売り出すときに全てホームページ等々でお示ししているところでございますが、まだ一般売却のほうに進んでおりませんので、今後保留地の一般売却処分のほうを進めるに当たっては評価委員会で決定された金額を公表して進めていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 所管なのですが、ちょっとこれは議員の人皆さんが知っておいたほうがいいのかと思って。財産収入の件なのですが、多分目的があって売却したのかなと思うのです。聞くところによると、富岡町に貢献できるようなものが計画されているということなのですが、支障のない程度説明していただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。

この保留地につきましては、富岡のほうの事業者でありまして、津波補助金で今回アクションプラ

ンのほうにも載っております白い建物ですが、ホテルを想定しております。そのホテルをつくるに当たり、そのグループ補助金のほうでその用地を購入していきたいということで、今回町としまして約面積的には865平米の土地をそちらのほうに売却したところでございます。現在そちらのほうも事業のほう着々と進めていると聞いているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

町内の今まで商業をなされた方たちが町内に何か残したいということで頑張ってくれていることはありがたいと思います。今後そういうこといろいろあろうかと思しますので、執行部のほうで十分町民に協力して前進させていっていただければありがたいと思います。

要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時03分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度富岡町介護保険事業特別会計の決算に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億174万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,859万3,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。145ページをごらんください。第3款の国庫支出金2,406万1,000円を増額は、第1項国庫負担金として介護給付費の伸びに伴い、介護給付費負担金920万8,000円を増額いたすものです。

同じく第2項国庫補助金として、介護給付費の伸びに伴い、震災後の特例措置補填分の補助金といたしまして1,477万3,000円を増額するものです。

第4款の支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費の伸びに伴い、支払基金ルール分として1,300万3,000円を増額いたすものです。

第5款の県支出金484万9,000円を増額は、第1項県負担金が介護給付費の伸びに伴い、県負担金ルール分として580万4,000円を増額いたすものです。

同じく第2項県補助金は、地域支援事業補助金として95万5,000円を減額するものであります。

第7款繰入金3,332万7,000円を増額は、第1項他会計繰入金が介護給付費の伸びに伴い、一般会計繰入金として2,146万7,000円を増額いたすものであります。

同じく第2項において、基金繰入金として1,186万円を増額いたすものです。

第8款の繰越金、第1項繰越金は、27年分の繰り越し分として2,336万6,000円を増額いたすものであります。

第9款の諸収入、第3項雑入は、平成27年度双葉地方介護認定審査会運営負担金の返還金として314万2,000円を増額といたすものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。146ページをごらんください。まず、第1款の総務費1,661万8,000円を増額の内容は、第1項の総務管理費において職員給与費1,562万6,000円を増額いたすものです。

同じく第4項介護認定審査会費99万2,000円を増額は、双葉地方介護認定審査会運営費負担金として増額いたすものであります。

第2款の保険給付費5,160万円の増額の内容は、第1項介護サービス等諸費として給付費の伸びに

より5,100万円を増額いたすものであります。

第2項介護予防サービス等諸費として、介護予防住宅改修費の伸びにより60万円を増額いたすものであります。

第3款の地域支援事業費483万8,000円の減額の内容は、第2項包括的支援事業費として嘱託職員報酬483万8,000円を減額するものであります。

第5款の諸支出金3,836万8,000円を増額の内容は、第1項償還金及び還付加算金といたしまして、国庫支出金等返還金、つまり27年度の精算による国、県等の返還金として3,248万9,000円を増額いたすものです。

同じく第3項繰出金は、一般会計繰出金として27年度に繰り入れしたものの実質により一般会計へ戻すべき273万5,981円及び双葉地方介護認定審査会からの精算金314万2,000円の合計額であります587万9,000円を増額いたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

150ページをお開きください。150、151ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で伺います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ212万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,694万6,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。167ページをごらんください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料3,000円の減額は、平成28年度保険料が免除となったことに伴い、存目計上しておりました3,000円を減額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料2,000円の減額につきましても、存目計上しておりました証明手数料及び督促手数料についてそれぞれ1,000円を減額するものです。

第4款第1項繰越金は、前年度繰越金の額の確定により213万6,000円を増額するものです。

第5款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料及び第2項償還金及び還付加算金は、平成28年度保険料免除によりそれぞれ存目計上しておりました延滞金と合わせて3,000円を減額するもので、歳入合計において補正総額を212万8,000円を増額とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。168ページをごらんください。第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、財源更正によるものです。

第3款諸支出金206万8,000円を増額は、第1項償還金及び還付加算金において保険料還付金につい

て平成28年度保険料が免除となったことに伴い、存目計上しておりました1,000円を減額。

第2項繰出金において、前年度繰入金の精算により一般会計に返還するため206万9,000円を増額するものです。

第4款第1項予備費については、歳入歳出額調整のため6万円を増額し、歳出合計において補正総額を212万8,000円の増額、補正後の歳出総額を3,694万6,000円とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

172ページから177ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度富岡町仮設診療所の決算に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ645万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,360万8,000円といたすものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。181ページをごらんください。第4款繰越金、第1項繰越金は、平成27年度分の繰越金として645万4,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。182ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員の共済組合負担金で10万7,000円を減額といたすものであります。

第2款諸支出金、第1項繰出金は、平成27年度精算に伴う一般会計繰出金として656万1,000円を増額といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

186ページから191ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護サービス事業の平成27年度決算に伴い、繰越金が発生いたしましたので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出総額を694万7,000円といたすものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。195ページをごらんください。第3款繰越金、第1項繰越金は、平成27年度の繰越金として44万6,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。196ページをごらんください。第2款諸支出金、第1項繰出金は、平成27年度の精算に伴い、一般会計繰出金44万6,000円を増額いたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して審議を賜ります。

200ページから203ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。緊急を要する事件として町長から議案第93号 動産の取得について及び議案第94号 工事請負契約の変更についてが提出されております。

この後休議をし、休議の中で直ちに1階会議室において議会運営委員会を開会し、この件について審議していただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、1時35分まで休議いたします。

休 議 (午後 1時21分)

再 開 (午後 1時37分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○日程の追加

○議長(塚野芳美君) ただいま休議の中で議会運営委員会を開会し、町長から提案のあった議案第93号 動産の取得について及び議案第94号 工事請負契約の変更についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決しました。

お諮りいたします。これらの件を急施の事件と認め、日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第93号 動産の取得についてを追加日程第1として、議案第94号 工事請負契約の変更についてを追加日程第2として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議案第93号 動産の取得について

○議長(塚野芳美君) それでは、追加日程第1、議案第93号 動産の取得についての件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 課長補佐の朗読の後に提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

○町長(宮本皓一君) 議案第93号 動産の取得についての提案理由を申し上げます。

本議案は、複合商業施設の備品購入に係る仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(菅野利行君) それでは、議案第93号 動産の取得についての内容について

ご説明いたします。

今回の動産の取得については、避難されている町民の帰還後の買い物環境を町が公設民営で整備いたします富岡町複合商業施設に係る備品を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得に当たりましては、津波、原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業を活用するものであります。

取得する動産の種別は、冷凍庫、冷蔵庫、食器戸棚、テーブル型冷蔵庫を初めとする厨房機器等55品目110個であり、取得の方法は買い入れであります。

取得予定価格は、税込みで2,538万円であります。

契約の相手方は、住所、いわき市久之浜町久之浜字北畑田60、氏名、有限会社坪井紹介、代表取締役、坪井芳夫であります。

議案93号別紙資料は、物品購入契約書と入札状況調書、資料2は備品購入内訳書、資料3は備品配置図であります。取得する備品の製品選定においては、入居テナントの意向を最大限考慮するとともに、改修工事における寸法や仕様が限定されるものや保健所等の指導に基づく製品選定がある場合は、それらを考慮しながら飲食室の整備に必要なものを選定したものであります。

それでは、申しわけございません、最後に議案第93号別紙資料3をごらんいただきたいと思います。色つきのものがございますが、それで町内3事業者でございますので、オレンジの場所、これが桂建設さんでございます。緑が鳥藤さんでございます。薄紫がビッグフィールドいろはやさんのものがございます。今回の備品につきましては、ここの色がついた厨房機器のみを発注することになっております。

説明は、以上であります。ご理解いただき、ご審議方よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これ備品の購入となっているのですけれども、購入だけではなくて、ここに設置したり、何かぐあい悪いところあったらまたメンテナンスしてくれたり、そういうものもこの代金の中に入っているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） では、お答えいたします。

基本的に大型のものでございますので、それについてはこの中に入っております。この契約の中に入っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
これより議案第93号 動産の取得についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第94号 工事請負契約の変更について

○議長（塚野芳美君） それでは、追加日程第2、議案第94号 工事請負契約の変更についての件を
議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。
町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第94号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、JR富岡駅前交通広場整備工事の変更に係る仮契約が調いましたので、議会の議決に付
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであり
ます。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げま
す。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第94号 工事請負契約の変更についての内容をご説
明申し上げます。

議案第94号別紙資料1をごらんください。工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書です。今
回工事請負契約の変更を行おうとする工事の名称は、JR富岡駅前交通広場整備工事です。

工事の請負者は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。

変更の内容につきましては、現場の進捗により判明した湧水について、これを処理するための対策
行使の追加と排水構造物の仕様変更及び駅舎位置の決定に伴いシェルターの配置を変更するものであ

ります。

本工事の変更内容に係る工事請負代金の額といたしましては、税込みの金額として1,016万9,280円の増額であります。

その他は、現工事請負契約書のとおりであります。

次に、裏面の議案第94号別紙資料2をごらんください。今回の変更に係る概要図になります。図面の中央に朱書きで3本の枝のように見えるものが湧水を外部排水構造物に導く暗渠排水管であります。また、この暗渠排水管を受けるため、西側及び南側に配置してあった排水構造物の深さを深くする必要が生じたことより、U型側溝より勾配調整型側溝に変更するものです。

また、図面下部、見開き上では右側になりますが、この朱書きの部分が駅舎の位置決定に伴うシェルター配置の変更内容であり、今回改札口近傍までシェルターを延ばし、本駅前広場を利用する方の利便性を図るものであります。

また、基礎の配置により北側のスタート部の延長が一部短くなっております。

湧水の状況及び変更数量については、本議案第94号別紙資料2の右側に載せてありますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今課長の説明でその他は現工事請負契約書のとおりということですから、これはあくまでも確認なのですけれども、この工事による完成の期日のおくれはなくて、完成の期日は現契約どおりということでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 現在この工期については、現契約どおり今年末を予定しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに1階会議室において、まず最初に総務常任委員会、産業復興常任委員会を開会していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会の開会をお願いいたします。

終わりましたら、議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開会していただきますようお願いいたします。

それでは、2時15分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時53分）

再 開 （午後 2時09分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第33号、平成28年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時55分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）企画課に関する件、（4）税務課に関する件、（5）健康福祉課に関する件、（6）住民課に関する件、（7）教育委員会に関する件、（8）出納室に関する件、（9）議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありを決したので、富岡町議会議事規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告34号、平成28年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時55分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 安全対策課に関する件、(7) 生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第35号、平成28年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時58分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する

件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第36号、平成28年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時57分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第37号、平成28年9月14日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、9月14日午後1時56分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年第10回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 （午後 2時20分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 匠 美

議 員 渡 辺 高 一